

「第6回リニア発生土置き場計画審議会」議事録

1. 開催日時

令和6年2月11日（日） 13:30～17:00

2. 開催場所

中公民館 3階大ホール

3. 出席者

審議会委員：三井栄会長、富田啓介副会長、大畑孝二委員、岡本秀範委員、小栗幸弘委員、籠橋まゆみ委員、瀬瀬久美委員、杉本裕明委員、鈴木秀和委員、武田康郎委員、田中清仁委員、能登香都代委員、吉田泰規委員

御 嵩 町：田中克典企画調整担当参事、山田敏寛企画課長、澤田勇介リニア対策係長

4. 審議記録

（三井会長）

それでは定刻となりましたのでただいまから第6回御嵩町リニア発生土置き場計画審議会を開催いたします。本日は3連休の中日にも関わらずお集まりいただきありがとうございます。皆様の活発な議論をできればと思っております。よろしく願いいたします。初めに事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

（澤田係長）

それでは配付資料の確認をさせていただきます。①次第、②委員からのご意見の要約版、③「JR東海の盛り土計画をどこまで認め、エリア保全していくか」の委員意見、④「これまでの審議テーマに関する追加意見や追加資料について」の委員意見、⑤事前意見の取りまとめ結果、⑥第5回リニア発生土置き場計画審議会 議事の振り返り、⑦委員からの追加資料ということで籠橋委員、武田委員から資料提出がありました。あとは、委員の皆様のみの資料が、JR東海から提供のありました「動植物の重要種に関わる調査結果」になります。

以上、配布しております。資料に不足等がございましたら事務局にお声掛けください。

（三井会長）

ありがとうございます。続きまして委員の出欠状況について、会議の成立状況について、事務局よりご報告をお願いいたします。

（澤田係長）

本日の出席状況をご報告します。現在、総委員数14名でございまして出席委員は13名でございます。梅内委員が欠席でございます。規定によりまして全委員の過半数以上でありますので本会議は成立していることをご報告いたします。

（三井会長）

続きまして議事に先立ちまして事務局から注意事項をお願いいたします。

（澤田係長）

報道機関の皆様、動画や写真の撮影、それから録音につきましても、ここまでとさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。傍聴の皆様におかれましても同様に撮影録音はご遠慮ください。また、議事の批判、拍手等による賛否の表明は禁止となっております。

ます。静音な傍聴にご協力をお願いいたします。また、委員の皆様におかれましても、マイクを通してご意見等をお伝えいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

(三井会長)

ありがとうございます。では、議事1、第5回審議会の振り返りに入ります。事務局からご説明をお願いいたします。

(澤田係長)

資料5「第5回発生土置き場計画審議会 議事の振り返り」をご覧ください。こちらは、第5回審議会で委員の皆様からいただいた意見を集約、抜粋したものでございます。

続いて、資料3「これまでの審議テーマに関する追加意見や追加資料に関する各委員からの意見」です。こちらにつきましては、第5回審議会終了後に、委員の皆様からいただいた、これまでの審議テーマに関する追加意見や追加資料の綴りになります。

こちら2点につきましては適宜、討論の参考にしていただければと考えております。以上です。

(三井会長)

ありがとうございます。こちらについては、討論の参考とのことですので次の議題、「JR東海の盛り土計画をどこまで認め、エリア保全をしていくか」について、討論させていただければと思います。まず事務局から事前意見の取りまとめ結果についてご説明をお願いいたします。

(澤田係長)

本日、討論いただくための資料について、でございます。まず資料1が、各委員の意見を要約した一覧表になります。さらに、委員の皆様の討論の参考としていただきたく作成させていただきましたのが、資料4「事前意見の取りまとめ結果」になります。こちらはご提出いただきました事前意見を確認させていただいたところ、JR東海の置き場計画を受け入れ協力しながら保全する、JR東海の置き場計画は受け入れられない、大きく分けるとこの二つになると考え、取りまとめたものになります。討論の参考にしていただければと存じます。以上です。

(三井会長)

ありがとうございます。取りまとめ結果のご紹介がございましたが、ここまでで、資料等に入っているもの以外で、一からのご説明ではなく、補足や追加、他の委員への確認事項等ございましたら、各自挙手にてご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(鈴木委員)

資料の確認をさせてください。No.4「事前意見の取りまとめ結果」とありますが、この事前意見っていうのは、どの意見を取りまとめたという意味なのかが分からなかったのをお願いします。

(澤田係長)

こちらに取りまとめさせていただいたのが、資料2「JR東海の盛り土計画をどこまで認めて保全していくべきか」という、委員からのご意見を主に取りまとめさせていただいたものでございます。

(鈴木委員)

そうすると、今回の各委員の意見をまとめたという意味ですか。

(澤田係長)

はい。

(鈴木委員)

そうすると、資料1要約版と基本的には重複してるってということですかね。

(澤田係長)

はい。併せてご覧いただければということでございます。

(鈴木委員)

わかりました。

(能登委員)

私は前回、時間がなくて、発言を控えさせていただきました。今日は前回出した資料をそのままお話ししたいのですが、その時間はいただけますでしょうか。

(三井会長)

一旦発言ください。どうぞ。

(能登委員)

もう一つ確認したいんですが、審議会の冒頭で町長は、忌憚のない意見を出してくださいと言われました。ところが、途中で審議会委員が辞任され、その理由がわからないまま、私は埋め立て反対の意見を発言したいと思うのですが、とても怖いという思いがして、反対意見を躊躇する部分があるんですが大丈夫でしょうか。

(三井会長)

はい。躊躇せずにご発言ください。

(能登委員)

それを踏まえて3点ほどお時間をいただきたいと思います。資料は作りませんでした、前回提出しておりましたので。一点目、前回の富田先生や大畑先生や箆橋さんがいろいろお話をしてくださって、それを聞いていて、サシバやミゾゴイが毎年、候補地Bのところであちゃんと子育てをしてくれて、彼らがあ土地を選んでくれているということ、それは食物連鎖がちゃんとできている、あの環境はとても素晴らしい環境だということです。悠久の時間が育てた貴重な場所が、一瞬のうちにして、はぎ取られ、そして、時間が育てた自然度の高いあの場所を壊さないでいただきたいという意見。それと、やはり残土埋め立ての問題は、埋め立て候補地の周辺、上之郷地区だけでなく、御嵩町全体の問題でもあります。人は、100m離れたら他人事と言われますが、緑の森林は私達の暮らしを支えている大切な場所です。近年の恐ろしいほどの豪雨や夏の厳しい暑さなどは、地球温暖化が原因とされます。この異常気象を防ぐには、温暖化への影響が大きいとされる二酸化炭素の大気中の濃度を増やさないことが重要とされます。森林は、災害を防ぐ、水を貯え洪水を防ぐ、水を綺麗にする、酸素を作る、生き物たちの住処、森林の樹木は光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し酸素を排出し、地球温暖化の防止を担っています。御嵩町は平成25年、環境モデル都市として政府に選定され、自然と共生、歴史文化を未来に引き継ぐ里山のまち御嵩という御嵩町環境基本計画の実現を目指しています。また、昨年10月29日に行われた町議会議員主催の町民懇談会で放

映された、御嵩町のプロモーションビデオの中で、緑豊かな御嵩町が誇らしく語られていました。リニアトンネル残土埋め立ては、上記の地球温暖化の防止や、環境モデル都市、緑の豊かなまちの実現に反する行為ではないでしょうか。それと、災害時、広報で避難してくださいと放送されますが、避難行動を起こす前に、いろいろな葛藤があることを皆さんご存知でしょうか。2011年9月19日、20日の豪雨災害のとき、可児川がみるみるうちに茶色に濁り、家の前の道路と田んぼの区別ができなくなりました。広報で「避難所を開設しましたので避難してください。」と、放送が流れているのを聞きながら、家を離れて大丈夫か、幼い孫たちを連れて避難所まで無事にたどり着けるか、幼い孫たちの命を守れるか、家族がバラバラになるのでは、避難所で過ごすための食料や持ち込みの用意など、避難をすると覚悟を固めるまでの葛藤がありました。それぞれの家庭には、高齢者や体の不自由な方、幼い子どもたち、ペットなどがいます。避難指示が出てもすぐに避難行動が取れるわけではありません。可児川の上流に巨大な盛土造成地ができれば、可児川下流の住民は、今まで以上に地震や豪雨が起きるたびに、避難しなければ、どうしよう、と不安になることでしょう。可児川下流の住民が安心して暮らせる環境を守っていただくことを切に切に、お願いいたします。以上です。

(三井会長)

はい、ありがとうございました。その他意見ございますか。富田副会長、何かございますか。

(富田副会長)

はい。会長に指名されましたので、能登委員の意見に少しだけ補足をさせていただきたいと思えます。最初に私の前回の発言なども引用していただいて、豊かな食物連鎖のある生態系が成り立っているということを説明いただきました。私も本当にその通りだと思っておりまして、私が今回出させてもらいました意見、資料2の43ページのところに改めて美佐野ハナノキ湿地群がなぜ重要かというところを書かせていただいたわけですが、単に重要湿地に指定されているからとか、単にハナノキを始めとした希少な動植物があるからとか、それだけではなくて、これは全国的に見て、ひいては世界的に見て、非常に貴重な場所だからということなんですね。単に重要湿地だからというだけではなく、全く分野違いですが、例えば世界遺産に指定されているような彦根城であったりとか、法隆寺であったりとか、それに匹敵するくらいの世界的な価値のある自然がそこにあると。ですからこちらを守っていく必要があると。それを守っていくことによって、先ほどの能登委員のお話にありましたような、地域の住民の方の不安ですとか、地域の方の豊かな暮らしといったものにも結びついていく。だからこそ私は守っていきたくて、こういった思いで私はこの資料を出させていただきました。以上です。

(三井会長)

はい、ありがとうございます。その他ご意見ございますか。鈴木委員お願いいたします。

(鈴木委員)

今回、議題はJR東海の置き場計画をどこまで認めて、という話でありまして、意見の集約なんかも出ておりますけど、盛土ですが、計算上安全であるとはいえ、やっぱり不安は拭いきれない。重要湿地であり、希少種の環境を守ることは重要ということで置き場A、Bともに反対をするという意見。それと、重要湿地が全部駄目になるわけじゃないじゃないですかと、保全をするとも言っている。盛土の安全性も専門家の中である程度、認められているということであればA、Bともに発生土受け入れはやむを得ないんじゃないか、という両極端の意見が基本的には出ている。その間の意見もありますけど。ただ、私これらの意見を皆さん考え

るときに、やはり前提条件を考えたと思うんですよ。つまりですね、この審議会、ゼロベースを始めましょうということで始まったんですけど、置き場AはJR東海の所有地になってまして、駄目と言ったら訴訟のリスクがあるかもしれないというような話が出ました。それから、今さらA、B全てノーという交渉はできませんという発言もありました。他に持ち出す先はないとJRが言っていると、もし反対するなら持ち出す先まで提案しないとそれは無責任じゃないかと、結構すごいハードルをいっぱいつけられてるんですね。この中で本当にどうやって考えたらいいのと、相当皆さん悩んで、これ書いておられると思うんです。確かに意見としては、両方とも、良い悪いあまりなくて、その前提条件をどう考えて、皆さん意見を述べているのかなというふうに思いました。意見書の30ページを見ていただきたいんですけど、下段ですけど、フォーラムのときに発生土についてこんなやりとりがありました。町民の方が「御嵩町から出た土は御嵩町で処理しなければいけないんですか、そのような決まりがあるんですか、外に持ち出せないんですか。」っていう質問をされました。それに対してJR東海の回答は、「そのような決まりはありません。環境負荷等を考え、坑口近くに置かせていただきたい、というお願いです。」と、こういう回答で、持ち出す先がないわけではありませんと、ここまではっきりおっしゃってました。さっき言ったような、いろんな条件を付けられてるんですけど、基本的にはここが一番初めだと思うんですよ。あくまで、JR東海は、お願いベースであってですね、決してここに置かなければいけないというルールはない、ということで、それはそれでそう理解していいんじゃないかと思えます。それから、31ページに入りまして、近隣の状況です。瑞浪から始まって、御嵩、可児、多治見、愛知県に入って春日井と、工区がずっと並んでいくわけですけど、瑞浪市、可児市、多治見市、近くの民間の処分場に健全土を処分してます。たまたま近くにあったのか、こういう場所に坑口を作ったのか、そこまではわかりませんが、ちょうど非常に受け入れをしやすい場所に民間処分場があったということだと思います。春日井はどうなのかというと、多治見市からトンネル超えて、春日井市に入ってすぐ右側のところに工区があります。そこは当然、春日井ということ、街ですから、なかなか市内で置くところはないということで、春日井の西尾工区というんですけど、その工区は多治見市の碎石採掘の跡地と、瀬戸市の鉱山採掘跡地、ここに持っていったということなんです。ですから、決して御嵩町の中で処分しなきゃいけないことはない。それぞれの事情の中で選択をし、JR東海も自ら探しているんだということを理解していいんじゃないかと思うんです。そうは言うものの、御嵩町の中で考えられることはないんですかということですけど、32ページですね、御嵩町の中で処分の許可を受けた場所っていうのは、5ヶ所ぐらいあります。終了してるところもあるので、今、可能そうなところは2ヶ所あるんですけど、面積を見てもらってもそんなに大きくないです。小さいです。ですから何万㎡と入るかどうかはわかりませんが、少ないながらも、町内の処分場というのは一つの候補かなという気がします。それから二つ目、第4回審議会で、町から、可能性のある場所ということで、5ヶ所の場所が提示されました。場所の提示だけです。可能性の検討とか、時間もあつたでしょう。ただ、検討ができないということではないでしょうから、資料を出していただいた、ということだと理解してます。特に工業団地の近くですね、工業団地として、切り盛りで整備されてきたエリアですので、その辺りの近いところっていうのは、対象地として検討の対象にはならないかなというふうに思いました。それから3番目、先ほど言いましたけど、他市には一応、採掘跡とか鉱山跡ということで、埋めてほしいというニーズがある場所はあるんですよ。だから、その場所って自分のとこの土しか入れない、ということでは決まっていなと思うんで、期成同盟会の横のつながりで多治見市の方にそういうところがあれば、そういうところをお願いできないかということも、3番目の手じゃないかと思うんですよ。そんなことで、案を出せ、とまで言われると限界はあるんですけど、一応こういういろんなところの考えも少しずつ積み上げて、何とか持っていったら先を探すということも考えていかないと、ただ持ち出せ、中で全部やるんだ、という両極端な話をしててもなかなか進まないのかなということで今回意見書に書かせていただいています。以上です。

(三井会長)

はい、ありがとうございました。その他ご意見ございましたか。杉本委員お願いいたします。

(杉本委員)

私の出した意見書に沿って、ちょっとお話ししたいと思います。これまでの議論の中で、特定の所にあるものを守る、全体を守るという意見、二つに分かれるわけですが、前回の審議会で非常に気になったのが、9人の方が佐伯先生にいろいろ質問とかいう話があって、回答されたのに、鈴木さん以外にほとんど何の意見も感想も質問も出なかったっていうのは、非常に何でかなと思ってるんですけども、一応、佐伯先生が言ってらっしゃる中で、いわゆる理想論とか原則論、それは富田さんが引用してこの前もおっしゃってると思うんです。それはそれで原則論というか理想論、本来あるべき姿っていうのは、私も理解するし、それはいいと思います。ただ、佐伯先生はそれだけではなくて、この中で、富田先生は全然そこには触れませんでした。前回の資料がないのではっきりとはわかりませんが、具体的に佐伯先生はどうしたらいいのか、ということに対して具体的に回答されています。これが結構重要で、一つは、開発の対象とならない保護地域の指定を行うこと、二つ目、動植物の生育環境、状況や水環境などについて調査を実施し、その特徴を把握すること、要するに調査をしろということです。それから三つ目は、住民に広くこの価値を紹介して、環境教育や地域学習に活用すること、この三つをおっしゃってます。二つ目、三つ目については、十分できること、つまりJR東海もちゃんと守っていただけることが可能だと思います。問題は一つ目ですよね。これは、例えばこれまで岡本さんや他にも何人かの方が、御嵩町の希少野生生物保護条例で指定しろとか、それから今回出された他の意見だと、県の保護条例で規定するようにもう一度働きかけるとおっしゃってますが、これは可能性からするとゼロです。町の条例では、JR東海が持っている土地、土地の所有者に対して、同意を得ることが条件になってます。さらに第2条でもそれをもう1回繰り返し書いてあり、JR東海がいいよって言わない限りは駄目です、指定はできません。それから、県に働きかけるっていうのも、県に確認しましたが、それは所有者、地権者の方の了解、了承なくして、県にどこどこを指定したいと言うことはできません。したがって、これは多分、佐伯先生がよくわかってないまま、誰かから情報を手に入られておっしゃったと思うんですけど、これは難しいわけですね。そうしますと結局、何とか残せるところは残しておく、それしかないのかなと思ってます。指定についてはできないってことは、2023年3月8日にも岡本議員の質問に対して町が明確に答えますよ。これをまた新たに持ち出すというのは、私はちょっといかなものかなと、つまりできないものをやれと言っても無理なんですよ。私は何もこれが正しいとは言ってません。本来はそういうふうにやった方がいいけども、現実に町長が交渉したり、協議する場で、こんなことを持ち出せるのかということを知りたい。それから、ある委員の意見としては、この地域全体を保全するということを知っており、その内容の協定を町と結べ、とおっしゃってるかと思いますが、協定っていうのはお互いが妥協しながら結ぶものです。一方的に自分の都合のいいことを言って、向こうが分かりましたっていうわけじゃないので非常に私は難しいと思ってます。それで、私なりにどういった案がいいのかって考えたんですけども、確か第2回だと思ってるんですけども、私ちょっと病気でここに出席できなかったんですけども、そのときに案として、いろんなパターンを書いて案を出させていただきました。それから同時に鈴木さんもマトリックスを出されてます。それを見るとやっぱり、一体的に全部保全するという意見が最上位にあって、その一番対極にあるのがJR東海の計画です。その中で考えたんですけども、つまり今回、全部保全しなければいけないっていうのを方針として答申した方がいい、とおっしゃってる委員もいるというのは、JR東海の計画と色々な選択の中でも、一番遠いところにあるということです。つまりそれは、町長はその案を採用

して、JR東海に主張、協議できない案だっということを示しています。それを皆さんこのように主張されている方は分かっていると思うんですね。分かっている何でこのように主張されているのかっていうのが、私もよく分からないし、ひょっとしたら反対するための反対、つまり自分たちはこういう町がJR東海と妥協してやることにに対して反対することに意義がある、というふうに考えていらっしゃるんじゃないかと思うんですね。私はそうではなくて、やっぱり御嵩町民にとって、どういうふうな配慮が良いのか、よりベターなのか。さっき言ったのですが富田さんが出されてるロスとベネフィットですけれども、これちょっと申し訳ない、私、社会心理学でいう認知バイアスっていう感じが非常にいたしました。つまり自分に都合のいいものだけを並べていらっしゃるっていう感じがしまして、私こういうものを出したところで、あんまり意味ないと思います。なぜかといったら、元々、残土埋め立て案っていうのは、前の町長のときから御嵩町にメリットがありますか、と聞かれて、メリットはないと答えているんですよ。元々メリットがない中、ここに置かせてほしい、埋め立てさせてほしいということ言われているわけです。それを、どういうふうにする限り環境への影響を小さくして、例えば、希少動植物が生息している地区についてはできるだけ守ろうとか、どのようなことをするのが一番良いのかっていうことを検討する場だと思うんです。メリットとデメリットをいくら比べたところで非常に難しいものだと思います。しかし、だからといって私は富田さんのそういう考え方を否定するわけじゃありませんし、正しいと思うんです。しかし、もし例えば、富田さんがおっしゃった案が方針として採用されても、あるいはもう一つの選択肢として出た場合に、富田さんの言っている案は、町長は選択しないと思います。ということは、町長は富田さんがおっしゃったような考え方を言わないということです。そのときに、富田さんの意見や、それに賛同された方の意見はいったいどうやってJR東海に伝えるんですか。そうではなくて、私が考えるに、ある程度の妥協案を持って、そこに富田さんも含め、主張されている本来のあるべき姿、そういうものを考えて、例えばオフセットという考え方もありますねと。私も勉強しました。皆さんに情報提供しておきますけれども、例えば昨年11月にある法律が施行されて、イギリスが、間伐などで湿地が例えば100失った場合には、法律で10%プラス、つまり110の湿地回復措置をとりなさいっていうような法律ができてるんですよ。例えば、そういうことを伝えてもいいかもわからない。そのためには、やはりJR東海と交渉できるような案を作り、その中に本来あるべき姿も、本来はこうあるべきなんだけれども、それも当然JR東海も考えていただけますよねと。だけど、そこが難しかったらお互い話し合っ、お互いに譲り合っ、協議していきましょうっていう、それが審議会の役割といいますか、やるべきことだと思います。それからあともう一つ加えておきますけれども、何人かの委員の方でAとBを分けると考えている方がみえます。私も当初、Aはいい、Bは絶対駄目、っていう考え方に傾いていました。しかし実際問題、計算してみたんですね。例えば要対策土24万 m^3 は、JR東海は（町が断った場合には）受けざるを得ないでしょう、町有地だから。そうすると、全体量の90万 m^3 のうち、約24%、25%近くが浮いてきます。そうすると、16hA+7hA、23hA程度のうち、多分4分の1以上、4分の1ぐらいの土地が余ってくるのですよ。それを例えば、私の考えとしては、候補地Aの、籠橋さんがおっしゃっていた、ハナノキがたくさん自生している箇所がありますから、その部分を、例えば空いた部分でやりましょうということが可能ですよね。つまりそれは、AとBを固定するのではなくて、AとBをつなぎながら考える。それからあるいは鈴木さんが今おっしゃったように、外部に求めるっていうのは、それは町長が協議の中で提案するようにされてもいいと思います。ただし、私は非常に時間的な問題があって、難しいと思いますけれども、そういうことで、もう少し、町長に交渉できる力といいますか、そういうものを与えた方が、その中にちゃんと富田さんや岡本さん、能登さんなどがおっしゃってるような意見を入れるような形のほうが、私は御嵩町にとって、非常に言い方悪いかも知れませんが、ベターな選択になるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

(三井会長)

はい、ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。岡本委員お願いいたします。

(岡本委員)

今、杉本委員の方から論点のかなり多いご意見がありましたが、まずですね、この意見書の中にもありましたけど、理念的すぎるというようなご意見が書かれていたと思うのですが、逆に言えば理念的な問題が非常に多いということですよ。基本的な問題が大きいということです。ですから、こういう意見の流れになってると思うんですよ。ですからまず、町がやるわけですから、例えば町の環境基本条例あるいは希少野生生物保護条例に則してどうなのか、そういったところがですね、何らこれ解決してないわけですよ。ですから、理念的と言われますけれども、こういう基本的なところをちゃんとクリアしなければ、この計画は駄目だと思いますよ。今回、私書きましたけれども「生物多様性ぎふ戦略」、この考え方からも計画を受け入れるっていうのは、やはり順当ではないと思いますよ。素直に見ればそうだと思うんですけどね。ですから、置き場の問題も出てきているわけなんですけど、やはりこの基本的なところからですね、この審議会では答申を出して、町長の方で総合的に行政として決めていただければいいと思うんです。もう町長の意見を聞くまでもなく町長がこうだということをおっしゃいましたけども、町長のご意見がどうしてわかるんですかね。だから、私達としては、町長がこの計画に対してゼロベースで、とおっしゃっておりますよね。ですから、町長が純粋にこの町の立場に即して、自由に、どういうふうな判断でもできるようにということで私達は意見を言っているわけですよ。だから、何も受け入れ前提で考える必要は全然ないと思いますね。以上です。

(三井会長)

はい、ありがとうございます。その他ございますか。小栗委員お願いします。

(小栗委員)

私は、もう一度初心に振り返ってスタートしてはどうか、ということです。どう考えても、ここは適地じゃないですよ。これだけの希少生物の宝庫で、危険も大きい、誰かの資料の中にありましたけども、平均斜度が29度近くで、下手すると土砂災害の指定の範囲内に入りそうな、そんな環境のところなんです。下流には何度も言いますが、私ども次月の住民が住んでおられますし、万が一、土砂で埋まれば、次月そのものも消滅しかねない。あるいは下流域だってもっともっと被害が甚大に出てくるかもしれない。そんなところに土砂を置いて、果たして本当に安全なんだろうかという気がしております。以前にもちょっと言いましたけども、町がここまで引きずってきておるんですから、代替地を探す努力をしても、それはいいんじゃないかと思うんですよ。これだけメリットは何もない、デメリットしかない、しかも、いろんな団体からここは残してほしいという要望書がたくさん出ている中で、あえて御嵩町が何でここを埋めようとするのか、本当によくわからないです。私は小さいときから小学校・中学校の頃まで次月におりましたけれども、あそこは昔、鬼岩公園の近くに橋があって、川が非常に深く、岩の上から飛び込んで、夏なんかは遊んで水泳しておりましたけれども、今は全くできないような状況です。もうどんどん上流から土砂が流れてきて、埋まってしまってるんですよ。そういうことが、今回、木屋洞川と押山川の間にあんなに土砂を置いたら、本当に可児川が埋まってしまうんじゃないかというような、埋めたすぐは大丈夫かもしれないけれども、100年200年とか、そういう長いスパンで永久に置かれるわけですから、そういう危険なものをそこに置いて、安心して住めるだろうかということをやはり考えます。どうか御嵩町も、ここで判断を誤らないように、何が御嵩町にとって一番いいことなのかをしっかりと考えて行動してほしいと思います。これ無理なお願いじゃないと思うんですけどね。工業団地の東側の方には、36haでしたか。大きな残土置き場もあるということ

聞いておりますので、残土置き場というか、残土置き場に指定すれば。だからもっとよく探して対応を検討されたらどうかと思います。以上です。

(三井会長)

はい、ありがとうございます。籠橋委員いかがですか。

(籠橋委員)

私は杉本さんの意見書の中で、審議会に新しいデータは提供されていない、湿地と野鳥についてJR東海以上の現地データを示す発言がないっていうのはどういうことでしょうか。

(杉本委員)

籠橋さん以外から無いという意味です。前回も言っていますよ。

(籠橋委員)

私は資料として提出してありますけれど。

(杉本委員)

前回の資料は認めています。籠橋さん以外になかったと言っているのです。

(籠橋委員)

では、JR東海以上の現地データはあるっていうことですよ。

(杉本委員)

籠橋委員は出されましたよ。それ以外の方から出ていないということです。

(籠橋委員)

どういう意味でしょうか。

(三井会長)

籠橋委員からの資料は、JR東海（の資料とは別で）プラスの資料としてあった、というふうにおっしゃられています。

(籠橋委員)

よく分からないですけども、私は、JR東海が出されたこの審議会委員限定の資料（動植物の重要種に関わる調査結果）、これ以上のデータを地元の方が持っているということを申し上げたいと思います。

(杉本委員)

前回の審議会でその話は出てますよ。籠橋委員のデータが貴重なので、これをJR東海に出したらどうですか、という話は前回出てますけども、それでいいんじゃないですか。

(籠橋委員)

いやいや、まだまだ出してない資料があるんですよ。

(杉本委員)

ご自分で出されたらどうですか。否定はしません。

(籠橋委員)

2021年度、サシバの営巣木が見つからなかったというふうにJR東海は言っていますが、私達は営巣木を見つけていますし、雛が3羽生まれていることも確認しています。それから、前回私の質問でJR東海に「アカハライモリがいないのはどうしてですか」という質問をしました。返答は、「アカハライモリはいませんでした」というお返事が来ました。だけど、アカハライモリはいますし、いることをJR東海は知っているでしょう。令和4年7月14日の業務打ち合わせで、澤田係長や皆さんと打ち合わせをされていますが、その中に重要な種の保全というところで、ヒメタイコウチやアカハライモリは移植可能であるという発言をJR東海はしていますよ。それなのに前回、私の質問に対する答えは、アカハライモリはいませんという答えでした。それから、私の追加資料で最後に資料6「JR東海に提供した希少種図」を出しましたけれど、これは2015年2月に、こと細かくどこに営巣木があったか、どこに生息地域があるか、それから植物についても、どこにあるかを地図に落としJR東海に提供しているんです。それなのに、御嵩町指定種のカザグルマは、未だに保全種にも指定してきていませんよね。なかったとおっしゃいましたよ。2015年7月の中間報告会では、カザグルマは5月に花が咲くんですけど、花の時期に調査しなかったのが確認できませんでした、というふうに説明されたんです。カザグルマっていうのは、直径が下手すれば20cmもある日本一大きい花が咲くんです。それを確認できなかったそうなんですよ、JR東海の調査員の方が。そんなことがあるのでしょうか。前回の資料につけましたけれど、私たちは2015年にたくさんの花をつけたカザグルマを確認して写真をそこで撮っています、候補地Aで。こういうふうに都合の悪いことを隠されていると、ずっと常々思っています。隠されているとしか思えない。ミゾゴイについてもそうです。2015年に巣の位置まで教えて差し上げたのに、たった1年レコーダーをかけて、泣き声確認をして、1年目は(確認)できたけど、2年目はできなかった。それで打ち切りっていう、そういう扱いです。ミゾゴイは継続調査をするべきでした。だから2022年に新しい巣が発見されたとき、JR東海はすごく慌てましたよね。こういうふうに、とても杜撰な対応をその都度その都度されているわけです。それで私は、信用しろと言われても不信感が募って、不信感を取り去ることができないということです。

(三井会長)

ありがとうございます。大畑委員、何かご発言ございますか。

(大畑委員)

私の資料は、3ページのところにあります。新しい町長が、立候補の時も含めてゼロベースで、というのを重くというか、期待も含めて、受け止めています。審議会委員を受けるときに事務局の方に非公式のところ、何か今までの内約束というか、足かせになることはありませんか、と話を聞いても、「ありません」と。オープンになってからも公の場で質問をしましたけど、一切ないという話でした。受けるときも、そういう前提でということを受けています。私は2回目のときにはちょっと所用があって欠席してたんですが、議事録含めて話を聞いて、ずいぶんそこで何か方針が変わってしまったのかなということを思わないでもないです。たかだか4ヶ月の審議会ですんなり大きく変わってしまうのはとてもじゃないし、私自身としては、当初受けたゼロベースという前提でやってきていて、もちろん答申を出して、それをほとんど無視したことを町長がしたら、それこそ審議会の軽視ということにはなるんですけど、この審議会ですんなり細かなことを決めちゃって、それ以外は駄目、というような雰囲気もおかしいと思います。本当は1本になれば僕も一番いいなとは思っています。でも、どうしても意見の相違があったときに、町長が大きな方針を受けて、それを糧に町としてどうあるべきか、どうしたらいいか、ということ、ある程度フリーハンドでやっていかれると思います。だから、なかなか期待してる通りには、実際のJR東海との交渉では厳しいところも出るのかなとも思いますが、ここでの答申が、町長がこれから町民のために交渉するパッ

クボーンになるところです。基本的には、やっぱり貴重な場所だという認識が審議会で取れたと思うんです。ただそこで、もう過去にこれだけの協議もしてきて、今更すべてダメだとは言えない、ということもあるのかもしれませんが。もちろんJR東海の土地であって、強く候補地Aはダメだなんて僕も言えるとは思ってないんです。そこは、もちろんお願いベースだろうと思う。ただ、一軒かもしれないけど人家があり、本当に人命に関わる話だよっていうことですごく心配されてるお気持ちも非常によくわかる。基本的に町としてはこの一帯、AもBも含めて非常に貴重なとこだというところが、改めて確認も取れて、基本的にはぜひ残してほしい、というベースの中で、候補地Bは町有地でもあるのでね、これはある程度町として強く言ってほしいなというのがあります。なので、基本的なところとして統一見解が取れば良いと思う。特に個人的にはBのあたりは、町有地でもあるし、ハナノキにとっては重要だということに一致し、そこにある町有地に関しては埋め立てをしないで認めない、ということでもまったらいいなと思います。2番目は、今日はそんなに出てませんが、保全策をどうしようとか、里山管理をどうしようとか、JR東海にやっぱり助けてもらわないとお金かかっちゃうんじゃないのか、っていうのも分かるんですけど、そういった細かいところは、いろんな前提条件によって違うので、議論は結構ですけど、答申では触れない。細かなところは、（今後の）交渉での話かなと思っています。3番目は、前回の繰り返しになりますが、JR東海に貴重な資料を出していただきました。美佐野のサシバのつがいは、ここ1～2年は巣立ちまではいってませんが、つがいもちゃんと来ていて、営巣活動もしている状況です。営巣中心域と高利用域が候補地Aの8割ぐらいを占めています。このまま工事が進んだら営巣しなくなる可能性が非常に高くなると、より一層感じているので、候補地Aは外して欲しいというのが基本的な認識です。以上です。

（三井会長）

はい、ありがとうございます。額額委員よろしければご発言いただければと思います。

（額額委員）

私は、候補地Bおよび町有地につきましては、重要湿地ということで、御嵩町の町長としては最低限守るところだというふうに考えております。そして、候補地Aにつきましては、判断をするにあたってどうしてもJR東海の実態ある立場の方に来ていただいて確認をしたいということをおもっていました。といいますのは、前回、JR東海から説明のため課長と副長に来ていただきましたが、令和3年度の町民説明会と地元説明会には担当部長が来ていただきましたので、JR東海の企業としての方針を是非ともお聞きしたいと思った次第であります。というのは、今までの流れからいうと、重要湿地500の選定においては、JR東海はモデル的な素晴らしい対応をしてきたということではありますが、重要湿地の見直しについては、平成27年2月17日に見直しの情報を得ていながら、平成28年4月22日に見直しの公表があったわけではありますが、そのときに何も確認しないままズルズルと現在まで来てしまったというようなことで、実質6年間の空白といいますか、失われた6年間というものができてしまった結果として現在があるというふうに考えております。私がJR東海の部長に聞いたことは、重要湿地に対する企業の社会的責任、CSRっていうものがあると思いますし、それからJR東海の社有地だから、何でもできるよということについては、そうかと思うんですが、環境基本法においても、いわゆる事業者の責務規定というものがあつたんですが、そういうものについての解釈とか見解をぜひお聞きした中で、候補地Aの判断をしていきたいと思っておりました。しかし、残念ながら本日出席いただいておりません。次に、私は「上之郷地区リニアトンネル残土を考える会」の推薦ということで、本日来ておるわけではありますが、基本的には要対策土ということの中で、いずれにしても人命が最優先だという立場で来ておるのは、当初の設立の時期はそれしかありませんでしたので、その後、重要湿地が出てきたということで、これについても保全するべきだというふうに考えておりますし、せっかくこうい

う良い機会で、これまで知られていなかったものが、ハナノキってというのは日本で5番目の本数を有するそういう地域だ、というようなことを知るには大変良い機会だというふうに思っておるわけでありませう。そうしたことで、これについても保全すべきであるけれども、候補地Aについては、私ども、「上之郷地区リニアトンネル残土を考える会」の臨時総会を近々やらなければいけないと思っておりますが、そうした中で、なぜ健全土を処分してはいけないのか、という考え方も当然あるかというふうに思います。そういうことも含めた中で、ここで発言をする必要があるかとは思っておりますので、やや慎重ということで、個人的にはもっと違った部分もあるんですが、そういう立場で来ておりますので、このような発言とさせていただきます。それから、もう一点申し上げておきたいのはですね、高盛土検討委員会というものがございます、第4回（審議会）で発生土置き場Aにおける高盛土の安定評価書が資料として配布されており、評価として次の5点が付されています。①土岐砂礫層の切盛造成による盛土では押さえ盛土の採用が望ましいと判断された。②トンネル掘削で生じる盛土材の強度定数は一般値と対比して現実的なものであるが、施工時には室内試験により確認する必要がある。さらに、高盛土の安全性確保を確実なものとするため、設計ならびに施工時には以下の事項に配慮する必要があるとして、③良質な盛土の構築には盛土材の粒度を密度管理が可能な状態とする必要がある。すなわち、通常規模の土工機械を採用する場合には「トンネル掘削で生じる堅岩の最大粒径150mmとする。」と記載してありますが、これまでJR東海は現場で発生する最大粒径300mmと説明をしておりますので、現場において適正に管理をしていただきたいと思います。④伐開除根時等に観察される表流水や湧水は小規模であっても確実に盛土外部に導水する必要がある。また、地山より盛土内にもたらされる浸透水等も迅速に盛土外に排除するため、現地状況に即した排水対策を施すことが重要である。⑤土岐砂礫層によるのり面は雨水等の浸食に起因した表層崩壊を生じることが多い、土岐砂礫層による法面は小段谷側を含めて適切な表層保護工が必要である。としています。④と⑤は、まさに先ほど指摘がございましたが、2011年度の国道21号の道路本体が崩壊した発生メカニズムを懸念しての記載であるかと思っております。

以上が高盛土委員会の評価書における指摘でございますので、現場の施工においては特に留意して進めていたきたいと思います。以上です。

（三井会長）

ありがとうございました。続きまして、武田委員、何かございますか。

（武田委員）

大したことは申し上げることはできないんですが、ずっと審議会を重ねてまいりまして、大方の委員の皆さん方のご意見を伺っておりまして、私なりの整理で申し上げますと、今回のA、Bを候補地とする盛土計画については、反対賛成がやっぱり分かれています、その反対の主たる意見は、一つは環境保全であり、一つは地域住民の安全の確認、ということのご主張だというふうに理解をいたしております。一方で賛成の意見としてはですね、声を大にして言うようなことではないのかもしれませんが、随所に出てくる表現としては国策事業への協力であったり、あるいはリニアが通ることによる直接的な利害関係はそれほど期待できないんですが、日本経済全体的に発展していくことに伴う、間接的な経済効果というようなところが賛成の理由というふうに私は認識をしています。ただ、よく考えなきゃいかんというふうに思うのは、これ町の審議会なんですよ。御嵩町が背負っている課題ってというのは環境と経済対策だけなのかということになると、実はそうではなくて、もっとたくさんのいろんなテーマを背負っているわけですね。なので、全てこれが最も大事、というふうにどうしてもなりがちなんですけれども、そうではなくて、地域や住民、全体の幸せ、そして明日の御嵩町の発展を期待するという意味合いでいけば、実は他にも、解決をしなきゃならん問題、取り組まなきゃならない政策課題というのはたくさんあるということをまずお互い審議

委員は認識すべきだろうというふうに私は思っています。あえて、この審議会の主たる討論のテーマになっている先ほど申し上げました環境保全と経済効果、これは実は矛盾するテーマなんですね。どちらか一方を重視すると、どちらか一方が犠牲という言葉はおかしいんですが、になりがちな傾向にあるわけですし、であるがゆえに妥協点を見出す努力っていうのは非常に難しいなというふうに感じています。私は文書を出させていただいた最後の方にも書きましたけれども、置き場Aは経過からしてもやむを得んとしても、候補地Bについては、いくつかの条件をつけて認めざるを得ないだろうというふうに書きました。その条件とは何かというところ、先ほどからたくさん発言されている様々な疑問点、問題点を、やはりこれから先、町であったりあるいはJR東海であったり、あるいはそれ以外の有識者を含めた検討議論の場を設けることによって、丁寧に解決していく努力をやらない限りは駄目ですよ、というふうにBについての考え方をさせていただきました。つまり、理想としての、例えば環境であったり、その逆の経済政策でもいいんですが、理想を高く掲げることはいいんですが、一方で生じる問題については柔軟に対応していくと。そうでないとこの社会成り立たないんですよ。どちらか一方を強調しすぎてしまうと、社会全体がうまく回っていくということにはならないし、全体の幸福には繋がっていかないだろうというふうに思っていますので、そこはぜひ理想は理想で掲げながらも、目の前にあるいくつかの課題についてやっぱり自分なりに対応していく。そして、私のこれは個人的な意見ですが、環境保全も絶対無視してはならない今のテーマですし、大事な問題だとは思いますが、やっぱりそこに住む人こそ大事だろうというふうに私は考えたい。この町が今の状態で放置していけば、町の関係者が努力されておられますんでそんなことにはならないと思うんですが、高齢化が進み、過疎化が進み、やがて消滅自治体になるんじゃないかなということを本当に心配するんですよ。それはどういうことかというところ、故郷がなくなるということですよ。そういうことも考えながら、この問題は、先ほど言ったようなところを落としどころにして、さらに努力を重ねていくことができるのかなというふうに思っています。それから、今日の議論でも明らかになりましたし、これまでも出てきましたが、今申し上げた条件を前進させるために、JR東海を含む協議体を作って、そこでさらに協議を継続していく、検討していくということをお願いしておきたいと思うんですけれども、やっぱりJR東海という企業に対する不信感をお持ちの方が相当おられますので、そこはJR東海に対してきちっと説明をしてね、時間をかけて丁寧に説明することによってその不信感は企業の社会的責任を全うするという意味においてもね、きちっと対応することを、さらに強く求めていただければありがたいなというふうに思っています。以上です。

(三井会長)

はい、ありがとうございます。田中委員お願いします。

(田中委員)

僕も審議委員になって感じることは、審議会自体がやっぱり解決策を導いていくというか、答申するだけではあるんですけども、ただ反対の会議ではないと思ってるので、落としどころを見つけていくというか、そういうことを導いていく会なのかなと思ってるので、先ほど武田さんが言われたように、僕の中では経済とかもすごく大事じゃないのかなと思って、やっぱり経済発展させるためには、何らかの犠牲は必ず必要じゃないのかなってのは常々思っていて、今の状態はJR東海と喧嘩してるような感じにどうしても思えてしまって、リニアができることが決まっているので、そこをうまくJR東海と協力して、寄り添って、自然環境もすごく大事なこともわかってるので、そこも守っていくために協力し合う、というふうにしていただければいいんじゃないのかなと思います。昨日も御嵩町で可児川クリーンキャンペーンがありまして、僕も参加してきたんですけど、150名ぐらいの方が、いろんな企業のボランティアの方とかもいて、結構たくさんみえたなって思ったんですけど、大体3kmぐらい歩いて、堤

防汚のゴミ拾いとかいろいろしたんですけども、すごくタバコが落ちて、吸殻が落ちてるのが一番多くて下流域の人がどうのこうのっていろいろなことがあるんですけど、やっぱりそういうことも御嵩町の方やってますし、ここにいる方が僕しかなかったのは、ちょっと残念だったんですけども。環境意識のすごく高い方もおみえになるので、環境もすごく大事にしなきゃいけないと思う反面、やっぱり経済っていうのもすごく大事なので、僕の中ではJR東海とともに仲良くやっていくということを解決するためには、やっぱり候補地AはJR東海の土地なので認めざるを得ないのかなと。Bに関して、前回も言ったんですけど御嵩町から提案した土地ということで、それを覆すには、いろんな問題があるのかなと。やっぱり社会的信用ということもあるので、覆すには何らかの代替案とかが必要じゃないのかなと。やっぱり国家的プロジェクトでやってる以上、政治的に変なことを言っただけではいけないかもしれないんですけど、やっぱり国を敵に回すとか、国家に反対するということになれば、やはり公共事業とか、そういったこと、昔の産廃問題で、公共事業は御嵩に来なくなったりとかして、経済が停滞したと思うんですけど、そういったことも起こってはいけないと思いますので、そういったことも考えないと御嵩町の発展に繋がっていかないのかなってことを思うので、しっかりと議論していきながら、御嵩町から代替案を提案しながら湿地を少しでも守っていくと、要対策土については持ち出すという、審議会としてはそういう方針なので、先ほど杉本委員も言われたように、その分が減るっていうことは、何らかの対応がうまくいくんじゃないのかなというのを期待もできると思いますので、そのあたりで解決策を導き出していくのがいいんじゃないかなと、僕自身は思います。以上です。

(三井会長)

ありがとうございます。吉田委員お願いいたします。

(吉田委員)

私も前職では、JR東海みたいな形でトンネルを掘る事業者として、担当してたことがあるんですけど、そのとき決まった大規模な盛土場が環境問題ではなくて経済的な問題で駄目になってしまって、もう工事が進んでいるのに土の持って行く先がない、というような状況でありました。そのときは市役所の方とか、大変協力していただいたり、地域住民の方がここに持ってきて欲しいみたいな要望があって、そういった協力のもとに、Win-Winな関係で土を持ち出していったという経験があります。そのため、今のような御嵩町とJR東海の関係というふうではなく、町・住民を含めていい関係性で土の処理をさせていただいてたんですけども、そういった点ではWin-Winな関係、御嵩町も発展していき、JR東海も土が出せる、という状態が私の理想であるので、先ほど鈴木委員のお話もあったように、工業団地であったり、今、可児御嵩インターのところでも可児市は工業団地作ってますけど、あそこは一部、御嵩町もかかっているんで、あそこを拡張するところも案はあるとは思いますが、そこまではこの委員会では決めれないと思いますので、今述べたことが理想であるというのは私の意見ではございます。

一方、将来、10年、100年、何百年後のこの盛土場の形を考えますと、候補地Bのため池というのは、写真がなくて申し訳ないんですが、図でいいますと、資料54ページにJR東海の断面図をつけておるんですけども、私が現地視察で確認させていただいたときに、元々ため池だったところの堤体っていうのは本当に一部しか壊してなくて、しかも堤体の出口は、だいぶ狭かったと記憶してます。そして、ため池上流部にはゴルフ場の堰堤があって、それは地震時の安定計算はされていないということが記載されてたんですが、ゴルフ場の方に対して大変失礼なんですけども、事業撤退などして堰堤が老朽化したまま、地震時が発生するとこのため池の水が溢れ出し、そのまま下流の可児川の方まで流れまして、可児川の閉塞に繋がるのではないかなというふうに懸念しております。そういった意味では、候補地Bのため池部に関しましては、盛土もかなり安定するような形ですので、候補地Bが御嵩町の用

地としてあり続けるのであれば、この断面図のように、ゴルフ場の堰堤まで土を盛って安定化させる、というのは御嵩町にとってもいいのかなというふうには考えております。ただ、候補地Bの斜面部につきましては、生物、植物のホットスポットであるという意見をたくさんお聞きしておりますので、こちらは守っていかないといけないと考えております。以上になります。

(三井会長)

ありがとうございました。皆様にご意見お伺いしましたが、追加で何かございますか。

(岡本委員)

武田委員からですね、立場は違いますけれども、いいご意見伺ったと思うんですが、やっぱりこの地域ですね、長期的な視点に立った、この地域の持続可能性を考えなきゃいけないと思うんですね。そういったことから考えると、今御嵩町の自然を維持するというのはですね、決して持続可能性の面からみてですね、否定的なことではないと思うんですよ。だから、むしろ積極的に、自然を維持保全するというのが御嵩町にとっては重要だと思います。例えば、初回のところで意見ちょっと言ったんですけども、エコロジカルな観光というものを考えると、御嵩町は潜在性がかなりあると僕は考えているんです。それで、例えば、そういう議論まだ起こってないんですけども、飛騨木曾川国定公園は、この現地から1kmも離れてるか離れてないか、それぐらいの距離にありますよね。ですから、ぜひこれは、町も町民も一緒になって、この（国定公園の）園域の拡張をぜひ訴えていくべきだと僕は考えているんですよ。そういう意味でですね、何も、自然を保全しようとするのがJRと敵対するとか、国の方針と違うとか、そういうことでは全然ないですね。例えば、もう何度も出てきてますように、生物多様性戦略は、国家的な戦略なんですよ。ですから、国に反対してるわけじゃありません。ましてやその背後には、国際条約があるわけですね。こういうことを考えると、（置き場計画を）回避しても、全く妥当な選択だと私は思ってます。以上です。

(三井会長)

はい、ありがとうございます。

(富田副会長)

今、岡本委員がおっしゃったこと、全くその通りで、御嵩町の将来の経済とか社会の持続性ということを考えたときに、この美佐野ハナノキ湿地群があるということが非常に大きいことだと私も考えています。私も今回の資料の45ページの4番のところに書きましたように、社会的・経済的価値は全体が残ることで強く発揮されると考えます。この地域の自然環境が将来にわたって健全に残っていくためには、全体がうまく回っていくような食物連鎖なり生態系なりが保存されるということが大事だと思うんですね。そういった観点からみますと、今、グリーンインフラという言葉もありますように、この緑の価値というものが非常に強く意識されている現代ですので、これが残ることで、この御嵩町の人々の幸せであるとか、経済的な発展というのも非常に強く発揮されると考えます。ですからハナノキの湿地群を守ることと、町の経済的な発展が対立する概念だとは私も全く思っておりません。以上です。

(三井会長)

はい、ありがとうございます。鈴木委員お願いします。

(鈴木委員)

ちょっと極端な話ですが、これから町長が答申を受けて交渉するにあたってですね、安全の問題とか、それから重要湿地の問題、その辺りを当然考慮してやっていただくんですけど、

もう一つですね、お金の話も結構大事だと思うんですよ。お金の話っていうのはどういうことかという、御嵩町がゴルフ場跡地を平成19年に購入したわけですけど、そのとき12haぐらいを1億1000万円、882円/㎡ですね。最近、令和3年に御嵩町は工事ヤードの土地を一部持っていましたので、それをJR東海に売ってるんですけど、この山林部分の単価が1052円ですね。ですから、候補地AをJR東海が買収したんですけど、1000円/㎡ぐらいの価格で買収をされてるのかなというふうに思っております。次に候補地Bっていう話が出てくると思うんですけど、前回、御嵩町が出した資料の中に、瑞浪市の市埋立地の一部にJR東海の残土を入れるという話が出てました。深層研究拠点ですかね、すごい深い穴を掘って、そこで研究する施設があって、その穴の発生土を一部入れてたんですけど、その穴の深さが予定より浅かったということで、余りがあったんですね。その余力が9万㎡であるということで、今回、市の土地に受け入れ、残土を入れるという話なんですけど、これが令和5年の条例に出てますけど、金額が10tダンプで1万9000円なんです。10 tダンプで4から5㎡なんで、4000円/㎡ぐらいになるんですね。もちろん残土処分場ですから、そういう環境を整備したりして入れるっていうのがあるんですけど、20何万㎡なんていう数字にその単価かけたら、何十億という数字になります。そうはならないですよ、もちろん。ならないんですけど、つまりですね、やっぱり残土を入れるって単に土地を売るっていうことじゃなくて、土を受け入れるっていうことになると、やっぱりそれなりの金銭的な事も絶対、交渉の中で出てくると思うんですね。その辺りもぜひ、頭に入れておいてほしいなということなんですけど、さっき田中さんが言われたように、確かに国家的プロジェクトなんですけど、これ事業はJR東海の単体の事業なんです。ですから、民間事業なんです、あくまで。ですから、JR東海も、基本的には民間企業ですから、経済合理性は第1優先なんです。当然、私も民間企業にいたんで、もちろんいろんな社会的貢献とかいろいろあるんですけど、やっぱり経済合理性を一番に考えるということになりますので、そういう交渉を必ずJR東海はしてくると思ってるんです。ですから、町の場合は、行政ですのでなかなか経済合理性という考えはできないんですけど、やっぱり対峙していく以上は、そういう情報を持ってですね、ちゃんとやっていただきたいなということを言いたいなと思って。お金の話をすると非常に何か躊躇するところはあるんですけど、一応報告というか、意見を述べさせてもらいました。以上です。

(三井会長)

はい、ありがとうございました。

(能登委員)

候補地Aに土地を持っていらっしゃる方に反対をされてる方がいらっしゃいますね。反対されてる方の理由は、あそこの土地はとても危ない土地だと、土砂崩れはするし、以前からあそこの土地は触ると危ないっていうことを言ってらっしゃる地主の方がいらっしゃいますが、私、2011年3月11日の東日本大震災のときに、命が助かった人たちはどういう人たちだったんだろうということを調べてみたら、1100年前に貞観地震という、とても大きな地震がありまして、この地震によってものすごい津波が来ました。その津波で命を失った方がとてもたくさんいらっしゃいますが、命が助かった方もたくさんいらっしゃいます。それはなぜかという、その貞観地震を教訓に、ここより下に家を造るな、住むな、という石碑を建ててくれた先人の方がいらっしゃいます。その先人が作ってくれた石碑の遺言を守って、代々、千年以上守られてきた地元の人たちがいらっしゃいますし、この報告書にもそれが書いてあります。だから私は一言、その地元の方がなぜ反対してらっしゃるのか、ということも組み込んでいただきたいなと思います。あそこの場所は危ない土地だということを承知しておいていただきたいなと思います。

(三井会長)

はい、ありがとうございます。多分、候補地Aではないですね。

(田中参事)

はい。能登委員が言われましたが、候補地Aについては、既にもうJR東海が発生土置き場を作るということで、地権者の皆さんから購入されていて、残るのは町有地だけです。

(能登委員)

でも、外されてはいますが、あそこの土地はそういう土地だということ为先人が言っているということだけは、やはり知っておくべきことだと思います。

(三井会長)

ありがとうございます。

(小栗委員)

田中参事にお伺いしたいんですが、時々言っておりますけども、第3の候補地を探すことはできないんですか。そこで候補地Aを交換してもらおうということは、もう既に地質調査もJR東海は終わっているようですけども、静岡も頑張ってるんだから少しは時間が稼げるんじゃないかと思うんです。もし、第3の候補地が見つければこの審議会をやる必要もないぐらい、みんなが賛成してくれるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

(田中参事)

今のお話は、町が単独でその代替地をまず探して、そこからすればいいんじゃないかと、そういうことでよろしいですか。

(小栗委員)

そもそも情報提供したことが問題になってるんで、その埋め合わせというか、やはり町が、多少は努力しなきゃいけないんじゃないかと思うんですけども。

(田中参事)

まず前提として、JR東海は候補地A、候補地Bというところが適地だというふうに判断して、今こういう計画が出てきています。JR東海は、候補地Aは自社用地として取得をしました、というふうに言っています。そのうえで、候補地として他の代替地がここにあります、というところが、本当に交渉事になっていくとは思いますが、そもそもそこにまず（全土量が入るかどうかが、ということが疑問です。また、今おっしゃられた、代替地がどこにあるのか、というところで、以前、町有地の大きいところはお示ししましたが、少なくとも、今、要対策土が無しとした場合の健全土68万㎡が入るという場所は、今は見つかっていません。

(小栗委員)

それはわかるんだけど、木屋洞川より西の方は希少植物、生物も少ないんでしょう。町有地が足りなければ民有地と足して、そこに置かせてもらうってことはできないですかね。そういう交渉事。もし見つければ、町長も交渉しやすいんじゃないかと思うんですけども。

(田中参事)

交渉事ですので何ともわかりませんが、量が入りきらない場合ということがあるかと思うのですが。

(小栗委員)

十分あるところがある。

(田中参事)

今おっしゃられたところ、その環境保全というのは、大丈夫なんですか。

(小栗委員)

今の美佐野ハナノキ湿地群よりも大丈夫だと思います。ただ、きちんと調べてないから何とも言えないですけども。

(田中参事)

これ全部、憶測でしかないので、入るか入らないかとか、そういったものも結局わからない部分なので、今ここで議論しても。

(小栗委員)

それを探した方がよっぽど近道だと思うよ。候補地Aにしがみつくとよりも。ちょっとそんなことを思っていました。

(三井会長)

はい、杉本委員お願いいたします。

(杉本委員)

今の意見聞いてて、もう本当にめちゃくちゃな意見が出てきましたよね。今頃になって、代替地を見つけろと言うのですか。そもそもJR東海から代替地を見つけてくれっていう要請が町にあるのですか。それから代替地をおっしゃっていましたが、本当にそこに希少種がないのですか。調べてるのですか、調べてないことを言えないでしょう。それからちょっと小栗さんに一つ聞きたいんですけど、第4回審議会で、安全性についてはもう了承されたんじゃないのですか。今になってそれを全否定するわけですか。そんなことを言うのは、地域の住民に聞かれて、審議会で自分たちが了承した、基本的に原則的に認めると言ったけれども、そんなものは駄目だっていうふうに、地主さんたちや地域の人たちがあなたに言ってきたんですか。違うでしょう。聞かれましたか。これは非常に無責任だと思います。それから代替地については、このAとBをどうするのか、どれくらいの量が入らないかっていうことの議論が出てるわけですよ、現実に。そんなときに今から代替地がありますか、なんて話を出すんですか。それこそ無責任ですよ。

(小栗委員)

審議会は方針を示すところ。

(杉本委員)

方針だから大事なんです。そんな無責任な方針は出せません。

(小栗委員)

無責任とかではなく、案を出しているんです。

(杉本委員)

無責任な案は出せないと言っているのです。それが審議会でしょ。ここはグループ討論の場ではないですよ。これは、御嵩町のれっきとした審議会ですよ。

(三井会長)

杉本委員、以上でお願いします。

(杉本委員)

はい。それから一つだけ言っておきます。要対策土がもし、処理施設に持っていったら、JR東海がいくらかかるか、わかってますか。10億や20億ではすまないですよ。JR東海にとっては大変な決断になると思いますよ。つまり、JR東海にとっても、こんなことを工事事務所の所長や課長で決められるような話では全くないってことです。その辺は、これ環境担当の部長がいらっしやいます。私も取材しましたがけれども、その方でもそんなものを決める権限はありません。簡単にいったら50億、60億、100億円ぐらいかかるかも分かりません。そのようなことを彼らも決断しなきゃいけないんです。そのぐらい非常に大変なシビアな交渉、協議になるんですよ。そんなところに、どこか代替地があるかもしれないからそちらへ、なんていう話が言えますか。そもそも、そんなこと言った途端に協議は否定されてしまいますよ。よく考えていただきたいと思います。

(三井会長)

はい、それぞれご意見の方が出たと思うんですけども、籠橋委員お願いします。

(籠橋委員)

第1回審議会で吉田委員から、こういう意見が出たと思います。「残土は有効活用するべきである。」そうおっしゃったと思います。私もそのように思います。このまま美佐野湿地群に残土を入れるっていうことは、もう単なる自然破壊でしかなく、有効活用ができない、そういうことが最初の議論であったと思うんです。その代替案があるのかっていうお話があって、小栗委員はそういう代替地を探すというのも、一つの手ではないかとおっしゃって、それで事務局から、町有地の場所を4ヶ所ほど地図をお示しになった、という過去の経緯があるんで、むちゃくちゃな杉本さんが攻め立てられるようなそういう議論ではないと思います。それから、私もそのときに有効活用できないか、ということを考えたときに、有効活用するとするなら、今あるグリーンテクノ工業団地の周辺に、適当な土地がないかっていうことを自分でも探しました。それで2ヶ所ほど地図を事務局に持って行ったことがあります。そのときに田中参事は、「籠橋さん、審議会でその案を言ってください。」と言われました。言ったら、杉本さんから、今小栗さんが攻撃されたようなことを言われなきゃいけないっていう、そういうことになります。それはどういうことでしょうか。田中参事が、私が以前持っていた2か所の地図、これを審議会で出してくださいって、参事がおっしゃったんですけど、出していいんですか。

(田中参事)

代替地の話ということで、そういう話があるっていうのは、今言ってもらえばいいです。ただ、それが代替地として現実的なものなのかどうかというのは、今この場で審議ができないっていうふうにおっしゃられたと思います。それは皆さんも同じだと思います。なので、先ほど杉本委員が言われましたけれど、代替地の話っていうのが、まず、(全土量が)入るか、入らないか、そういう交渉がこれからある中で、そこについても分からないものを持っていても始まらないんじゃないかっていうことをおっしゃられたのだと思います。なので、代替地っていうのが、検討の案としては1個あるんじゃないですか、ということを出されることについては、それはしてもらってもいいんじゃないですか、というふうに私は言いました。ただそれが、それで結論がつけられるものとは、私は思っていないので、なので、まず前提として、この候補地A、候補地Bという計画がある中で、どうするのか、どうやったら

解決していけるのか、というところを審議していただいた方がいいんじゃないかなというふうに考えております。

(籠橋委員)

フォーラムのときに、前町長は、もう手遅れである、とおっしゃいました。今頃、代替地が見つかったとしても、JR東海はそれに乗ってこないだろうという、そういうことだと解釈しています。吉田さんが前回、前々回、JR東海への質問のところで、JR東海に対して、代替地があったらそれに乗ってくれるか、という質問をされました。それに対してJR東海は、答えられない、というふうに答えています。多分、美佐野から持ち出すつもりはないということなんじゃないですか。だから、そういう代替案とか、私達のことを埋めるなど言うだけで、無責任であると、かなり責められたような気がしますけど、そういうわけではなくて、私達でも、有効活用してほしいという、そういう前提のもとに、土地を探してみたりしているってことです。しかし、事務局もJR東海も、それは難しいと、そういう結論だということではないでしょうか。だから候補地AとBで何とかしたい、そういう議論をしていきたい、そういうことに聞こえます。

(田中参事)

難しいか、難しくないかは、交渉してみないと始まらない部分だと思います。ただその前提として、今ある健全土だけでいえば68万㎡のところ、その解決になるのか、というところを審議するべきだ、というところをお話してるわけです。

(籠橋委員)

では、もうずいぶん前に私の地図を提出していますので、そこにどれぐらい入るか、それぐらいは事務局で計算できたかと思うんですけど、いかがですか。

(田中参事)

計画について、皆さん見ていただいた通り、盛土の計画っていうふうになったら、JR東海がやられてた高盛土委員会みたいな、ああいった詳細な設計をして、初めて土が入るのか、入らないのか、というのが分かってくるころなので、いただいた地図で、入ります入りません、なんていうことが言えません。なので、そこに、そういう場所があるんだという情報をいただいた、ということで認識しています。

(三井会長)

ちょっと吉田委員に追加でご発言いただこうと思います。

(吉田委員)

田中参事が言われていることが、私の考えに近いです。候補地A、Bっていうものが基本主体となって今、議論してるんですけども、そこからどれだけ代替地に土を持っていけるのか、というのが勝負かなって思っています。候補地A、Bに盛るという基本があって、代替地をたくさん探してきて、そこに土を持っていく。ただ、その代替地に土を持っていくにしても、計画がまず設計から立ってないと難しいので、JR東海も土が足りなくなると計画していた盛土が中途半端になって安定性が担保できなくなりますし、なので、そういった計画があるなら、早く設計をしていって、どれだけ土が入るかっていう数量を出して、早めにJR東海に伝えて、今の美佐野に持っていく土を減らしていくというのが現実的な議論かなというふうには考えております。

(三井会長)

ありがとうございます。多分、今、候補地Aと候補地Bの中のどういった盛土計画かというのを、この審議会の中に、本当の意味での専門家っていうのはいらっしやらないと思うんですね。緻密な計算ができて、こういった形でという。ですから、一旦今は、どれぐらい入るかというところは、ここの中では多分できないと思われるんですが、いかがでしょうか。その解釈でよろしいですか。他に何かございますか。

(能登委員)

すいません、本当に単純なことなんですけど、この審議会ってJR東海の経済的なことまで考えなきゃいけないんでしょうか。何億かかろうが、ここの審議会で、お金がかかるからそれは無理だ、というようなことを言われても、私達、JR東海を背負ってるわけじゃないんで、住民の命を背負ってます。以上です。

(三井会長)

はい、ありがとうございます。その他よろしいですか。

様々なご意見ありがとうございました。そろそろ答申案をまとめていかないといけないんですけれども、今、一つの意見、一方向に向かっているというわけではございません。皆様それは認識されていると思います。まずは一旦、例えば要対策土は受け入れないということが決まっているところと、あと皆さんに合意できるところの文章に関しては、少し事務局でご用意していただいております。今回の今のご意見も、大きく分けると二つの意見、二つの方向性に行っているところの認識は皆さんもよろしいでしょうか。そこで、もし可能でしたら、どちらにせよ答申案というのは、できればあと1回ですね、次回というような形でまとめていかないといけないので、今回、皆様から出た案を多分、言葉にはできないと思うんですけれども、構成二つあるかと思うんですけれど、その中で、可能性があるところまでまとめていただく。皆様に、まず協議のたたき台案として出していただく、一つの方向にまとめるというわけではなく。そういった形で一旦文章化というか、箇条書きになるかもしれませんが、お見せいただく準備はできますか。

(田中参事)

15分ぐらい一旦お時間をいただきまして、ちょっと整理してみます。

(三井会長)

分かりました。一旦、皆さん15分の休憩をお願いします。

15分間の休憩

(三井会長)

再開します。それでは事務局から、ただいま配付いただきました資料についてご説明をお願いいたします。

(田中参事)

ご説明させていただきます。今、委員の皆様にはホチキス留めたものと、1枚のもの、2種類をお配りさせていただきました。会場の皆様には、順次お配りしております。説明になりますが、この審議会は、元々7回を予定し、諮問に対する答申という形で返していくということになると考えております。まず、答申（素案）という資料の1ページをご覧ください。

1. 要対策土について、2. 盛り土計画について、というところです。こちらにつきましては、今までの審議会で議論されてきたものを、答申の素案というような形で取りまとめたものです。まずご一読をお願いします。

それでは1ページ目の1. 要対策土について、2. 盛り土計画について、若干の補足説明をさせていただきます。まず、1. 要対策土について、ですが、今までの審議会の意見を踏まえまして、要対策土については、専門処理施設等による処理を求めることが適当であるという結論に至ったというふうに書いております。その理由につきましては、書かせていただいた3項目ということになっています。あわせて、発生土の環境基準の適合判定の信頼性については、検査精度の向上に繋がるような対応もあわせて求めていくというのを、要対策土についての要旨としております。2. 盛り土計画について、の答申素案ですが、こちらにつきましては、JR東海の盛り土計画が、現在の国と岐阜県の安全基準を満たすということが、高盛土委員会という外部のところで科学的に証明されていて、安全性は十分に満足していると認めるというところですが、しかしながら、安全性に不安を感じる住民の方もいらっしゃいますので、わかりやすい説明をして理解を得るとか、適切な施工管理や排水管理が重要だということを指摘しながら、継続的に町がチェックに関わることでできる体制の構築を求める、というのが今までの議論を踏まえた答申の素案ということで書かせていただいております。裏面、2ページの方ですが、4. 最後に、というところがありますが、こちらにつきましては、町がJR東海と協議に臨む際にも、地元の地域住民と十分協議して、今回のこの審議会における議事内容をちゃんと伝えて、町民の不安解消に努めて行っていただくということをうたっております。続いて3. 計画予定地の環境保全について、ですがこちらは空欄になっておりますが、本日の議論がない限りは作成できなかったものですから、今、事務局で本日の議論を踏まえて一旦整理させていただきます。こちらまずはご一読ください。

それでは3. 計画予定地の環境保全について、ということで、前回と今回の審議を合わせた内容にしております。まず1つ目ですが、これは前回の審議の中でしたが、保全する希少種の特定や保全方法については、この審議会では専門ではないということもありまして、専門有識者による助言を得ながら検討するのが適当であって、本審議会では議論しないということで整理されているかと思えます。続いて、2つ目は、この地はハナノキなど、希少動植物の生息地が点在する場所であるということは、皆さん確認をされていまして、開発に当たりましては、自然環境保全上、特に配慮すべきという認識で一致しているということに記載しております。3つ目は、この地は、生物多様性の保全上重要であるという確認のもと、町とJRの双方が、この点は共通認識とした上で、今後進めていくことを審議会としては望むということでございます。4つ目は、保全方法については、この計画予定地の盛り土計画は、希少種やそこに住む湿地生態系に対して影響を与えるということが考えられますので、ここは意見が2つ大きくありまして、意見①としてJR東海と協議、協力しながら保全対策を進めるのが望ましいといった意見がございました。囲んでいる箇所がありますが、先ほどいただいた意見や事前にいただいた意見の中でも、候補地A、候補地Bだけとか、両方ともとか、いろんな意見がございましたが、最終的には、工法とかその専門的な検討が不可欠でありまして、先ほどありましており、審議会では、決めるということは難しいということもありますので、意見①のJR東海と協力しながら、保全対策を進めるということに入れております。もう一方の意見、候補地A、候補地B、さらにその周辺も含めて改変せずに保全できることが望ましい、JR東海の置き場計画は受け入れないというご意見がございました。こちらの囲んでいる箇所ですが、これは皆様の意見を聞いている中で、事務局として考えるところでございますが、まず、この意見②というところで答申をいただき、町がそれを持ってJR東海との協議に臨む場合、解決できる協議が成立するのかといったところがあります。その理由は、先ほどから出ておりますが、候補地Aは、既にJR東海が取得した法的な権利を有する土地であるという純然たる事実があります。またこの地を候補地として情報提供し、これまで計画が進んできたという経緯もあります。このことは、これまでもお伝えしているところで皆様もご承知のことかと思えます。また、候補地A、候補地Bさらにその周辺も含めて全てを保全すべきという、その一体の調査データが現在、審議会の中では示せないというところですが、先ほど竈橋委員からJR東海に不信感があって、情報提供をしているにも関わらずといったと

ころもございましたが、そこについては、事業者であるJR東海に情報提供して、それを双方で確認しながらやっていかなければ、その調査データというのがわからない部分だというふうに考えております。また最後の4つ目ですが、健全土68万㎡を解決できる提案を先ほど代替地という話もありましたが、68万㎡が入る代替地というのが、あるのかどうかといったところから、事業者であるJR東海と交渉するにあたって、JR東海が候補地A、候補地Bという計画を持っている中で、初めからAもBも計画がないところで交渉、協議が成立するのかということも考えているところでございます。意見でいただきました、人命はもちろん一番であって、環境ももちろん大事であって、そういったことについては、事務局も皆さんも、審議会の中で認識されているということは承知をしております。その上でそれらを踏まえて、この問題をどう解決すべきなのかということになります。もう1枚の資料、審議会に対する諮問書になりますが、今回の問題につきましては、今現在計画されているリニア発生土置き場計画の解決に向けて、今後、JR東海との協議に臨む方針について意見を求めるという諮問になっております。諮問に対して、どういった解決ができるのかということ、答申として出していくべきではないかというふうに整理して、今素案という形で出ささせていただいております。ここまでが、前回と本日の意見を踏まえて整理したところでございます。

(三井会長)

ありがとうございました。ただいまご説明いただきました答申素案に関しましては、皆様に既に要対策土と盛土計画については議論いただき、合意をいただいているということで、細かい表現の修正とか、文章の微調整というようなご要望は承ります。ただ今回の審議会で議論していくと時間がなくなってしまうので、一旦こちらに関しては皆様よろしいでしょうか。後から修正等をしますが、今回の審議会で意見をいただくということではなく、大筋として要対策土に関しては受け入れないというところ、盛土計画についての安全性は一定程度認められるというところを文章化したものになりますので、この方針に関しては認めているということとして、今、重要なところ、一致していないところが別紙でいただきました、3. 計画予定地と環境保全について、というところ。そこについての議論を進めたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは今事務局の方から提案いただきました、3. 計画予定地と環境保全について、に関して皆様からご意見等ございましたら、お願いします。小栗委員お願いします。

(小栗委員)

この答申案ですけれども、盛土計画のところの真ん中辺りですが。

(三井会長)

盛土計画に関しては基本的に大筋合意いただいていると思いますので、細かい文字の修正等のご指摘事項は後日文章にていただこうと思っております。今回は議論が定まっていない、今まだ案として皆様の意見を集約させていただいている状態のものに関してのご意見をいただければと思います。これを基に答申案を作成していこうと考えておりますので、こちらに関してご意見いただければと思います。杉本委員お願いします。

(杉本委員)

ちょっと気になるのがあって、意見①は、ちょっと私の言い方もまずくて、意見①に近いんですけど、私が言ったのは、意見②もちゃんと包含したような形で意見①として入れた方がいいんじゃないかという意見書を出したんですけど、これ見ると、意見②のご意見は、この意見①に全く入ってないんですか。事務局に聞きたいんですけど、これだったら私ちょっと反対だな。ちゃんとしたあるべき姿を何も言えないというのは、JR東海に妥協しただけじゃないですか。このままだったら、私は反対します。どう考えているんですか。

(田中参事)

皆様の意見、先ほど杉本委員がおっしゃられたように意見①、意見②というふうに分かれていて、答申にそういった大切な部分が入らないのではないかと、ということだと思います。そういった考えも入ったものを後ほど、今、指示を出しておりますので、それが出来次第スライドに映させてもらいたいと思っております。

(鈴木委員)

すみません、ちょっと確認なんですけど、意見①、意見②と書いてあるだけで、どういうふうに答申にしようとしているの。①の意見だけをこの二行書くということですか。どう理解したらいいんですか。答申案で提出しているのは、4つ並べてあるだけで、どういうふうに言いたいのか全然わからないんですけど。

(三井先生)

時間がなかったので4つ目として、最終的に一本化したものを事務局として検討いただいているところなんですけれども、もう映し出せますか。

(田中参事)

今、鈴木委員と杉本委員が言われたことは大事だと認識しておりましたので、今、3番の結論というような形で作らせていただきました。

(三井会長)

すみません、前半の議論が長引いてしまったのでちょっと戸惑っており申し訳ございませんが、画面では見づらい部分もありますので、印刷物のご用意もお願いします。その間に何かご意見ございましたら、よろしいでしょうか。

(田中参事)

すみません、お待たせしました。3. 計画予定地と環境保全について、というところで、結論の要旨を案という形で作らせていただきました。まず、先ほど説明のありました、意見① JR東海と協議・協力しながら保全対策をすることが望ましいといった意見と、意見②湿地保全のあるべき姿、そういったものをちゃんと加えて、踏まえたものにする、という案で考えております。そうしますと、「※」に記載されているところになりますが、町がJR東海と協議する場において、湿地保全のあるべき姿、こういうのが基本的な考え方なんだと、町としてはこれが大事なんだということを、答申をもって伝えることができるのではないかと考えております。また、その結果は協議、交渉事ではあるのですが、一定程度、JR東海の計画に反映させ得る可能性が出てくるのじゃないか、というふうに考えております。従いまして、四角で囲ってるところですが、町は、1つ目、希少種の移植、播種だけではなく、回避とか低減といった保全策も検討すること。2つ目、安全性を確保しつつ、より住民の不安解消のために理解を得る努力を行うこと。3つ目、今後の保全策について、町と住民に情報公開し、町との協議を続け、よりよい保全策の実現に向けて努力をする。そういった3つのことを条件に、JR東海の盛土計画を受け入れるという答申にしております。また2つ目としまして、町はこの地が湿地生態系の大事な価値を有するんだということ、生物多様性を保全する上で重要な場所であるんだということを認識し、未来に向かって環境教育や地域学習、地域づくりの場として、JR東海からの協力も引き出しながら、有識者の助言を得ながら、町民や地元住民が参画しやすいこの場所の保全方法を検討すべきであるということで、この2点を案という形でご提示をさせていただきました。

(三井会長)

ご説明ありがとうございました。今、皆さんのお手元に印刷したものをお配りできるよう準備しております。少しお待ちください。

(籠橋委員)

町は希少種の移植播種のみならず、回避や低減といった保全策も検討するという、こんな意見は誰が言ったんですかね。こんなこと私は言った覚えがない。希少種の移植や播種が保全策だということから問題にしなきゃいけないという意見は申し上げたつもりなんですけど、のみならずではなくて、もう町は希少種の移植播種が保全という捉え方をするのではなくて、そこから議論してほしいという意見を申し上げたと思っています。

(三井会長)

はい、ありがとうございます。皆様、何かございましたらどんどんご意見をお願いします。

(瀬瀬委員)

町はですね、地元の次月自治会と美佐野自治会に一度として説明会をやってないんですよ。そういう状況でこれ書いてありますけど、できるんですかね。ご説明会等お願いします。

(田中参事)

審議会の答申を待ちつつというところですが、この審議会の答申をいただきましたら、その報告とともに地元に入って説明の方をしてまいりたいというふうに考えております。

(瀬瀬委員)

JR東海も、フォーラム開催中は設計中の段階で（と言い、設計後、）それについても設計の内容とかそういうものについても、一度としても説明会をやっていないというそういう状況なんです。町民に対してもね、地元に対しても。

(籠橋委員)

今後の保全策については町と住民に情報を公開してやっていくということも書かれていますけれど、JR東海と事務局が保全策について話し合われるということなんでしょうか。住民は参加できないということのように受け取れるので、その辺を心配します。

(三井会長)

先ほどの瀬瀬委員と、ただ今の籠橋委員に対する回答がございましたらお願いします。

(田中参事)

先に今の籠橋委員からの質問についてですが、先にもお伝えさせていただきましたが、籠橋委員がお持ちの希少種の情報とJR東海の情報が違うというご指摘もありました。そういったところについて籠橋委員がここにはこれがあるんだということをJR東海に伝えられるような場というのが必要だと考えておまして、それを受けてJR東海がどう対応するのか、どう考えるのかといったところも、情報公開していく必要があるというふうに考えております。そういうことを町はJR東海に申し入れる、そういうことを条件にというふうに書かせていただいております。

(籠橋委員)

私はこの場に元生物環境アドバイザーとして招かれているんですけど、元生物環境アドバイザーです。現じゃないんですけど。どういう資格で私を交渉ごとに引っ張り出そうとなさ

るのでしょうか。私は、この審議会の委員を打診されたときに、私の持っている情報は、私個人のものではなくて、私の所属している自然保護グループの情報ですとご説明しました。だからその自然保護団体の代表ということで参加させて欲しいと強くお願いしたんですけど、それは駄目と言われたんです。それで、元アドバイザーとして参加してほしいと頼まれてるんですよ。

(田中参事)

元アドバイザーとか、現とか、肩書きとかそういうものではなく、今回の審議会の中でも、あの場所の希少種について一番詳しいのは籠橋委員だというのがありました。

(籠橋委員)

でも、自然保護団体の代表は能登さんなんです。

(田中参事)

ですから、皆様が持っている情報、JR東海はJR東海として調べたものはこれが全てです、というふうに出てきていますので、それに対して、いや、違う、こういうのがあるんだ、ということであれば、それは別に籠橋委員だけではありませんが、そういった情報をJR東海に伝えて、それにどう対応するのかというところをやり取りができる場という、それが、ここでいう情報の公開というふうに書かせていただきました。

(籠橋委員)

それならば、町内もっと別の情報を持っていらっしゃる方がおられる可能性もあるんですよ。そういう方にも参加していただくべきじゃないですか。町内だけではなくて町外に情報を持っておられる可能性もあります。

(田中参事)

そういった方から情報がいただければ、JR東海としても、そういった情報を基に考えていくということもあると思うので、出していただければ結構かなというふうに思っております。

(籠橋委員)

でも、第1回のときにも資料を出しましたが、とにかく情報提供しても出し損だったんですね。出し損で本当にこれはJR東海不信になった元になったんですけど、JR東海さんは、ご自分の都合の悪い情報はなかったとおっしゃって、そしてご自分たちの都合のいい情報だけがありましたっておっしゃったと、そういう経緯があります。明らかにそういうことが何度もありました。それで事務局はJR東海さんをすごく信頼していらっしゃるわけですけど、この情報提供については、とても慎重にならざるを得ないのは、出したら出し損ということ、それともう一点は、あの地元の情報というのは、いくら情報を出しても、JR東海の調査員が見つけない限り認めない。そういう方針なんです。大事な情報を地図に落として差し上げても、JR東海の調査員が見つけない限りはなかったことにされるんです。そういう状況で、出せるのでしょうか。

(田中参事)

そこについては工夫の余地があると思います。現地にあるもの、特に植物ですと、動きませんので、現地にあるということであればその現場を見るというのも一つの手なのかとも思います。

(三井会長)

はい。お願いします。

(鈴木委員)

このページ、下段はまあ良いでしょう。間違ってるのはこの上段ですね。1行目、検討する、2行目、努力をする、3行目、努力をする、そして結論はJR東海の盛土計画を受け入れる、こういうことなんですよ。それ以外の何物でもないんだ、この文章は。努力します、検討します、でもできませんでした。努力したけど達しませんでした。JR東海の盛土計画を受け入れますと、こういう何ら責任も何もない。もうちょっとみんないろんなこと言ったんじゃないですかね。こういうふうに頑張りたいとかこうしてほしいとか、そういうのが一切反映されてないよ、申し訳ないけど。きめ細かく書いてもいいと思うんですよ。なぜかという、すごく意見がわかれたところだから、これって変な話だけど、町に出す文章なんですよ。そんなかっこつけることないんですよ。町への答申ですから、むしろ皆さんの意見をちゃんと反映するべき。少なくとも正直言ってBはやめてほしいという意見が半数以上なんですよ。全くそれが表れてないよね。記録に一切残らないことになっちゃうんだよ。それは委員として、いくら何でも私達、何言ったんでしょうかと。できる、できないの問題は、それは別なんですけど、少なくとも意見としてはそれが圧倒的に多かったんですよ。全く無視してますよね。努力、検討、努力、受け入れます、以上4つです。とてもとても案文としては、もう0点。

(田中参事)

今のご指摘ですが、結論という形で投影、配布させていただきましたが、3. 計画予定地と環境保全について、は、先にお配りしましたものと、この結論を合わせるような形での答申案がよいのではないかと考えています。

(鈴木委員)

ちょっと何言っているかわからない。

(田中参事)

先にお渡しした資料、3. 計画予定地の環境保全について、が皆さんからいただいた議論の主な部分ですので、こちらをまず答申の最初に入れるという案です。その上で、こういう結論に至って、町はJR東海とこういう協議方針とするべきと整理しての、答申の素案というイメージをしておりました。今、鈴木委員が言われたように、もっといろんな意見があって、きめ細かくといったところは、あるかと思っていますが、それについては、この意見①と意見②に大きく分けるとこういう意見なんですけど、もっと詳しく書き込んだ方がいいというご意見があれば、書き込む必要があると考えますので、そこはご意見いただければと思っています。

(三井会長)

富田先生どうぞ。

(富田副会長)

すごくピュアな意見を言いますけれども、突き詰めれば、審議会というのはリニア発土土を受け入れるのか、受け入れないのか、というところをしっかりと議論しましょう、それで結論を出しましょうということで私は承っています。それで結論として「受け入れます」と書かれてしまうと、私を始めとして受け入れるべきではない、受け入れない方がよいというふ

うに一生懸命議論してきた私達のこれまでの時間であるとか、調査にかかったたくさんの労力というのが一体どこに行ってしまうのかというところが非常に悲しく思います。以上です。

(三井会長)

その他、何かご意見ございますか。杉本委員お願いいたします。

(杉本委員)

僕は基本的にはこういうスタイルにならざるを得ないのかなと思っています。なぜかという、今、富田委員が言われたように「受け入れられない」というのを結論にした場合、これはもう交渉に入れないですね。町長さんが交渉できないとなると、この審議会が本当に何のためにやってるのかとなっちゃいます。だから、私は、さっきの富田委員のピュアな意見はよいと思いますよ。ピュアな意見を前提にしたらどうかというふうには私は思ったんですけども、それ骨子のところで検討するとか努力を行うとか、表現が私もこれはちょっと不満なので、もっときちんと書くべきであるということと、さっき鈴木委員がおっしゃったような特に反対反対っていう話じゃなくて、前向きな意見が出たと思うんですよ。そういうようなものは、入れるべきです。それから、答申という場合は、どういう議論が行われたかというのをちゃんとまず書かなきゃいけないと思うんですよ。これちょっとあまりにも端折りすぎ。たぶん、これはたたき台の論点整理みたいな考えなので、結論的なポイントが出たから、皆さんびっくりしたと思うんですけども、答申というのは特に意見がわかる場合、この観点からこの意見がありました、あるいはこういう意見がありました。というので、並べて丁寧に書くんですよ。ですけれども、整理すると、この2つに分かれますねというのはこれでいいと思うんですよ。そのときに、2つに分かれて、例えば、多分意見①が多数意見になってると思います。意見②の方はピュアな意見を少ないですけども言われてると。これはもう、こういう意見がありますが、ちょっと条件があるために、これを並列、要するに列記するとこういう問題点が出てきますと。こういうふうには検討するとこれをまとめて、こういうところを入れて、こういうふうになりますねというように、もう少しわかりやすく順序立てて書かないと、何かこれを読むと、結論ありきで整理したみたいに思われちゃう可能性があると思うんですよ。そこはもうちょっと審議の過程をもう少し丁寧にというのと、何でこうなってるのかというのをきちんと書くこと。意見のところの制約条件が書かれているから、ここはもうちょっとわかりやすく書くこと。それから、何でAが○でBが×というのを一緒にしたのかというの、もう少しわかりやすくというか、丁寧に書いてあったほうがよい。何でこの人たちがこういうふうにしたのかというのも分けて、例えば、どう考えて鈴木委員が提案されたのかというところをやっぱり紹介してあげないと。さっき言ったように、何のために議論したんだというふうには怒っちゃうと思うんですよ。そのあたりをもう少し考えれば、私はそんな0点ではないんじゃないかとは思いますが、基本的にはこういう方向しかないのかなと思っています。最後、繰り返しですけどその結論のところ、努力する検討するだけではなかなか難しい。もっと強い姿勢で臨んで、やっぱりJR東海から譲歩を引き出すんだという譲歩を引き出してくださいということが明確にわかるような形で。このままだとJRさんお願いしますねっていう話になっちゃうんで。候補地Bについては、イニシアチブは町にももちろんあるわけですから、そういうことを踏まえたような書きぶりがあるんじゃないかなと思います。多分、額委員もそういうことを言われたんじゃないかと思います。だから、しかし候補地Aについてはこういう条件があってそういう書きぶりがないんだということを丁寧に書けばよいと思う。趣旨はよく理解できました。あと、一点。籠橋委員の話のちょっと聞いたんですけど、籠橋委員のおっしゃりたいことは非常によくわかったんですけど、あくまでもこれ、交渉の場にその籠橋委員を同席させるというのは酷だと思います。それは、基本的には籠橋委員からデータをいただいて説明をまず町が受ける。それを持って町長さんが交渉しないと。そこに籠橋委員に入ってもらってJR東海とやり取りというのは難し

いと思うんですね。どうしてもJR東海が、笹橋委員から説明を聞きたいという話になれば、笹橋さんからそういう意見を教えていただいてもいいと思いますが、さっきの話だったら何かそういう場を次々に設定するような話になっちゃったんで、その点は非常に違和感がありました。

(大畑委員)

日本語的に理解が難しい、理解ができていないので教えてください。この結論の意見①に意見②の湿地保全のあるべき姿を踏まえるものとするということが、意見②は候補地A、Bを改変しない方がよいという意見で多くの人、僕は過半数だと思うんですけど、それが包含されると、結論の候補地A、B両方とも認めるという、JR東海の計画を受け入れるという、その繋がりが、論理的に繋がってない気がするので、ご説明ください。

(田中参事)

意見②のJR東海の計画を受け入れずに保全するというものですが、要するに意見①と意見②というのは、意見①の中に幅はあるんですけども、JR東海の計画を認めるか認めないかで言ったら、0か100のところには振幅があると思います。そういう中で先ほど説明させていただきましたが、これがJR東海と町が解決に向かっていくための、答申だとすると、今の条件がある中で、この意見②というのが、実現が難しいというところではあるものの、JR東海の計画をそのまま受け入れるのではなくて、意見②が出てくる理由をしっかりと加えることで、それをちゃんとJR東海に伝えていくということが出来る、先ほどきっちり答申に書いていくということも受けつつ、整理させていただきました。

(大畑委員)

すみません。候補地AもBも認めますと言ったら、全部向こうの計画を認めてるから、協議も何もないのではないかなと思うのですが。JR東海も一生懸命保全すると言ってるから、もうこれで、交渉も何もないように思えます。これでも向こうと協議するときは、ハードルがいろいろ出てくるんですかね。向こうも保全策やりますと言ってるし、アドバイザーを持ってらっしゃるし、最大限、今もやってらっしゃると思うけど、今じゃ足りない部分があったと思いますけどね。フォーラムをやってもいろいろ足りないからここまで議論もいろいろしてきたけど、この結論になっちゃったら、もう全面的に認めますって話に取れちゃうんですけど。

(田中参事)

先ほど説明させていただいた中で、意見①の中にも幅があるとお伝えしたと思います。皆さんの意見の中でもやむを得ないため認めるが、ここの部分は保全を考えないといけないんじゃないかとか、そういった意見があったと思います。候補地Bのところについても、全て認めるではなくて大事なのはここなので、考えないといけないんじゃないかという、いろんな幅があったと思います。ですから、そういった幅の中で、町のこの審議会としては、できるだけ湿地保全が大事なので、その中で動くべきだという意見①が皆さんの共通認識だと思っています。

(大畑委員)

そうであれば、幅の中に候補地AもBも何とか残してほしいという選択肢を入れていただけませんか。答申が結局広くなっちゃうのかもしれないけど、候補地AもBも残してほしいという意見が多かった。もちろん候補地Bも一旦水を抜いた池は埋め立ててゴルフ場堰堤の補強にしても良いとか、確かに幅はあった。もちろんJR東海の土地だからということはわかっていますけど、委員からの意見の半分以上は、やっぱり候補地AもBも残してほしい、何とか両

方残らないか、という話もあったので、それも選択肢に入れていただけないんですかね。JR東海との交渉の中で、できれば候補地AもBも何とか残してほしいという前提で協議をしてもらえませんか、ということなんですけど。それを最初からそうしたらもう何か交渉も何もなくて、はいどうぞ、計画通りやってくださいって話をしているようにしか読めないんですけど、そうでもないんですか。

(鈴木委員)

書かないと駄目だと思います。文章にしないと。議論しても口頭ではね。やっぱりちゃんと1回案を書いてください。

(杉本委員)

ちょっといいですか。受け入れるってやっちゃうからおかしい感じがするのでは。これ、やむを得ないという意味ですよ。積極的にJR東海にやってくださいと言ってるわけじゃない。いっぱい議論して、これもすごい幅があったんだけど、でもそれは、今のJR東海の計画そのものを100%認めることはしませんよっていうのが根底にないとまずいわけですよ。それが書かれてないから、今のJR東海の案どおりとなっちゃうわけですよ。もしそうだったら全面的に反対しますよ。でも多分違うと思うんです。ただその幅については、JR東海の主張とか流れの中でこちらが3割近くしか取れないこともあるかもしれない。しかし、ひょっとしたら町側の主張が7割でJR東海が3割かもしれないじゃないですか。でもそんなことは技術的な問題もあるし、お金は駄目っていうけど、JR東海も幹部を含めて議論するんでしょうけど、それはやっぱり交渉してみないとわからない部分があるから。按分になってくるわけじゃない。そこをあんまり細かく配分しちゃうと、これだけ読むと、100%認めるみたいになっちゃうんで違うって言ってるわけで、多分、大畑委員も多分そういうこと言ったんだと思うんだよね。取り分がなきゃ駄目だ、という話だと思うんですよ。そのためにはやっぱり全部反対だという意見も結構それなりにありましたよっていうことを伝えてあげなきゃ駄目だということですよ。僕はそのために、両論併記して、最後に「受け入れました」って言うのだけを持ってくと、本来こういう意見が結構あったんですよってことを伝えられるんじゃないですか。なぜかと言ったら、二者択一で町長さんがとるわけですから、自分たちが採用しなかった意見は言えなくなっちゃうでしょ。そうじゃなくて、大畑委員が言ってる意見をちゃんと伝えますよ。それが原則なんですよと言いながら、例えば何とかっていうのはできないんですかっていうところをまず始めていく。これは駄目ですねって言われても、こんなものもあるんですよ。でも交渉っていうそういうものをやってくじゃないですか。そのプロセスがちゃんと書かれてないから皆さんに不信感を与えることになったと思います。僕なんかは、もうそんなことは多分違うと分かっているんで、ちょっとそういうふうにし少し考えて整理してはどうかと思うんですけども。

(大畑委員)

こんなこと聞いちゃいけないかもしれないけど、これ町長さんも了解してる文案なんですか。

(田中参事)

この文案は今の議論を踏まえて、事務局の方としては、結論の※のような考え方で、意見①と意見②で皆さんにいただいた意見が、伝えられるのはどっちかだけにならない方がいいんじゃないかと考えまして、そういった中で、どのように意見①と意見②を伝えるかというときに、こういう形で伝えた方がいいんじゃないかというのを整理させていただいたところなんです。町長に確認してきているとかではないです。

(大畑委員)

すみません。では杉本委員が言われたとおり、候補地AもBも原則は、本当は守ってほしいということは、町も認識してくださってるということですかね。

(田中参事)

はい。守るべきものであるというのは、皆さんの基本にあると認識しています。その中で、やはり事務局として、制約があるというところで、今ここで出させていただいたというところなので、その幅をどこまで書くべきかというのは、皆さんのこのご意見によるのかなというふうに思っています。ただ、繰り返しお伝えさせていただきますが、解決するにあたってどうするかというところを考えたときに、このような案を出させていただいたという、そういう整理です。

(三井会長)

これは推察の域なんですけれども、事務局としては、候補地Aを全て受け入れるというわけでもなく、守らないといけないところがあればそれを協議して、そこを守っていきたいというところがあるという理解でいいですか。

(田中参事)

はい。皆さんから今までいただいた意見でそういう意見がたくさんありますので、そういった意見を踏まえて協議の交渉に向かうべきと思っております。それが、最終的に結論がどうなるかは置いておいて、そういうご意見なんだということから書くべきだと認識しています。

(三井会長)

ですから候補地Aを全部受け入れるという形で一旦今書くということではなく、候補地Aに関しても、協議の上で守るべき場所は、きちんと決めていきたいという話で持っていこうというところが、1点目によろしいですか。今回の話の趣旨の確認なんですけど。

(田中参事)

候補地Aの前提条件として、JR東海の所有地があるというところがありますので、そのところを踏まえた上でしかできないですけど。

(三井会長)

続きまして、候補地Bに関しても、多分そういうことを答申の中に盛り込むことがふんわりとしてしまったことで、こうなっているという理解でよろしいですか。

(田中参事)

すみません。書きぶりが全然足りないというのは承知しました。もっと丁寧に、こうだからこういう意見を言っているんだという、そのところが必要だということは十分認識しています。

(三井会長)

候補地Bに関しては、一旦そこに盛土計画を受け入れるかどうかということよりも、候補地Bに関しても、もしかすると本日吉田委員からのご意見等もあり、そこに実は盛土があった方が安全かもしれない、かつ、環境保全が守られる計画というのを前提に協議ができれば、もしかすると一部入るかもしれないという遊びを残した案がこういうふんわりとした感じになったという理解でよろしいですか。

(田中参事)

はい。議論のとおり、入る量、入らない量というのは、土が出てこないとわからない部分もありますし、他が見つかるかどうかのところもあるので、全部書き切れないというところで、こういう表現で入れさせてもらいました。

(三井会長)

多分、本来であれば、答申案というのは長い文章で書いていくべきですが、先に要素を取り出していただいてしまったがゆえに、細かいところがきちんと見えてこないという案に今なっております。期限は2週間後と決まっていますので、今、少しだけお時間をいただいて、答申案を考えていただき案を出すのか、それとも今週木曜日までに答申案を出していただいて、それに対して意見を言うのか、どちらにしますか。

(鈴木委員)

すぐできないよ。事務局で作ってもらって展開で良いのでは。

(三井会長)

はい。では反映したものを出していただくという形とします。明日はお休みなので、事務局には火、水で作っていただき、木曜日には皆さんにご覧いただける形でいかがですか。

(大畑委員)

スケジュールはいいんですけど、自分が理解できていないけど、答申の中身的には候補地AもBも基本的には遠慮してほしいというところから、幅広いことになりましたというようなことでよろしいですか。ちょっと中身のポイントが知りたくて。

(田中参事)

はい。受け入れるということと、受け入れないというところ、2つがあって、それを書いてほしいとのご意見をいただきましたので、そういう意見があるとしっかり書こうと思っています。

(大畑委員)

候補地AもBも守ってほしいという意見がありましたよね。それを書こうとしてみてください、ただそれは意見の部分であって、結論はどうなるの。

(田中参事)

事務局としましては、そういった意見があった上で、制約がある中で、一つの案で示そうと思っています。

(大畑委員)

結論に候補地AもBも守ってほしいというのは入るのかを聞いています。

(田中参事)

その部分については、今ここで議論していただいてもいいなと思ってるんですが。

(大畑委員)

それはやっぱり議論しないと書けないということなんですよ。それで僕の意見はもちろん、原則として、候補地AもBも非常に貴重なところだということが確認できたので、基本そ

こは残してほしいというスタンスです。そういう結論にしてほしいという相談だけどそうでない方もいらっしゃるから、あまり無理は言えないですけど。

(三井会長)

杉本委員どうぞ。

(杉本委員)

補足すると、原則こういう意見がありましたよというのは、当然これも大事にしてください。保全しなきゃいけないっていうのがあるじゃないですか。それで、ほとんど、多分全員で一致しているのは希少野生生物については、JR東海も認めてる、それから籠橋委員の調査で重要だと認めている地域があったじゃないですか。ああいうところについては、強い調子で、例えば「こういうものを原則とする」とか「こういう履行を求める」とか、段階踏んで2段構えとか3段構えのような形にして、最低限これを守ってもらわないと困りますっていうのをちゃんと打ち出す。そういう形にした方がいいと思うんですよね。あとは三井会長から先ほど紹介された話があるわけですから、それについては、こんな事情でとか、どこから何m³ということとはできないからというので。しかし、簡単にJR東海の計画をすべて認めたわけじゃないよということを明記すればいいんじゃないですか。そんなきつく言わなくてもいいけれども、認めたわけじゃありませんよということがわかるようにしないと、間違ったメッセージがJR東海に届くような気がします。

(三井会長)

その他、町が答申案を書かれるにあたってのご要望がもしございましたらどうぞ。

(籠橋委員)

町有地とJR東海が既に取得した土地があるわけですけど、私は町とJR東海に対して、現在の生態系の維持を要望したい。維持する努力、維持するべきだという文言を入れていただきたいです。

(三井会長)

ありがとうございます。その他ございますか。

(富田副会長)

はい。そういう少し細かい文言のところを言いますと、先ほど籠橋委員も発言されましたけれども、移植・播種、これは保全方法にはなりませんので、のみならず、ではなくて移植播種以外の方法で保全をお願いするように書いていただけるとありがたいです。

(三井会長)

その他はよろしいですか。

(吉田委員)

結論的には1, 2, 3だけの結論がここに書かれるということによろしいですか。

(田中参事)

はい。大きく分けると、この1, 2, 3のということです。

(吉田委員)

わかりました。では、盛土も可とする結論になるとするのであれば、私が追加意見で記載させていただきましたとおりJR東海には盛土形状に維持管理のことを踏まえていただく必要があるかと思えます。今の盛土は、どれだけ安定的に、どれだけ大量の土を盛られるかという形で考えられていると思えますので、先ほど瀬瀬委員からもありましたけども、表層崩壊という細かい崩落とかもあると思えますので、それをちゃんと直しに行けるような形状でやっていただくべきという意見と、もし仮に、要対策土が混じった場合の対応の仕方とか、盛土を許可するのであれば、そういった意見も多少は含めていかないといけないのかなというふうに思えます。それをどういうふうに反映させるのかを教えてくださいたいと思います。

(三井会長)

ご回答をお願いできますか。

(田中参事)

今の吉田委員のご意見につきましては、盛土の安全性の話と思えますので、吉田委員からの意見ということで、この審議会で(統一が)取れているものではないので、一旦、素案という形で、意見を入れた上で、皆さんに見ていただいて意見をもらって、答申に含まれるというイメージを持ち合わせています。

(吉田委員)

わかりました。

(三井会長)

その他、皆様よろしいですか。

(鈴木委員)

意見というか、この3番目の今回の議題の部分、今すごく量が少ないんでなかなか理解しがたいんですけど、結構しっかり書き込まないと納得できないなっていう部分もあるんで、ちょっと頑張って作ってほしいという気がします。例えば、盛土の量だって一切これ数字が出てこないよね。これでJR東海の盛土計画を受け入れるっていうと、50万 m^3 と40万 m^3 受け入れちゃったのかなと。極端なこと言えば、要対策土がなくなったって、50万 m^3 、40万 m^3 を受け入れます、というふうに読めちゃうじゃないですか。だから本当丁寧に書かないと申し訳ないけど、よくないというふうに思えます。お願いします。

(三井会長)

ありがとうございます。その他、田中委員お願いいたします。

(田中委員)

今後の保全策について、町と住民に情報公開し、町との協議を続け、よりよい保全策の実現に向けて、努力する。とありますが、JR東海からは、公園じゃないですけど、何かそういう、もうちょっと保全をしっかりしていく努力をします、と言ったと思うんですけど。なので、そういうことを、何か協力を求める、みたいなことをもうちょっとしっかり書いてもいいのかなと。この文章ぐらいだと、努力するだけで終わっちゃうのかなっていう、もうちょっと保全活動をしっかりしていくというようなことを、もうちょっと強く要望した方がいいかなと思います。

(三井会長)

ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。瀬瀬委員お願いします。

(瀬瀬委員)

審議会という性格上ですね、やはり毅然とした態度の内容にさせていただくということと、先ほどから出ておりますように、このような書き方ですと、交渉する余地っていうか、やはり切り札になるというようなこととか、交渉っていうことで、向こうにもある程度プレッシャーをかけないといけない、ということでもありますので、そういうような書きぶりですね、相手にプレッシャーを与えるような、そういう書きぶりも必要じゃないかなと思います。

(三井会長)

ありがとうございます。その他、皆様よろしいでしょうか。

それでは、まず皆さんの宿題があるかと思えますけれども、それぞれの皆様がここで出された意見を丁寧に反映させていただくという形で、多少長くなっても、その中に皆様のご意見を反映させる答申案を一旦作成いただくというところでよろしいでしょうか。次回、7回目が最終回を予定しております。ただいまのお話を受けて事務局には答申案を、2月15日(木)には皆さんに展開いただくことにします。皆様には、今日お配りした答申案には一度、目を通していただき、1と2に関しては、言葉の追加だとか様々なご意見おありかと思えますので、そちらの方は同時に進めていただければと思います。15日(木)に皆様に展開をいただきますので、必ず18日(日)中に、皆様の入れて欲しい意見、もしくはこの部分がおかしいだとかご指摘事項も含めて、修正の意見をご提出いただければと思います。

(富田副会長)

事務局にご負担をかけてしまうお願いなんですけれども、今回のように特に資料を事前に紙媒体で送付いただく形ではなく電子媒体でいただいて本番の会議のときに紙媒体で議論ができるという形であるならば、もう1日ぐらい用意いただいても大丈夫なのかな、というふうなことも考えるんですが。

(三井会長)

それはかなり大変だと思います。最終案をまとめないといけないということがあるので。というのは、さらに20日を目途に、もう一度皆様に展開させていただければと思っております。つまり、今回は1回だけのやり取りではなく、最終案をまとめないといけないので、修正した案をもう一度、皆様にお返ししたいというふうに考えております。ですから18日(日)中にいただければということでした。

(富田副会長)

そうしますと、多分、同じところに、いろんな方から意見が来るので、一つにまとめるといっても、かなりいろんな意見をまとめた形になるので、やはり会議をしないと、そういった形にまとまってこないんじゃないでしょうか。事務局で全て受け入れてまとめるのは、なかなか難しいようにも思うのですが。

(三井会長)

それをこの中でまとめる、という作業ができるとお考えですか。

(富田副会長)

それをしないとまとまらないんじゃないでしょうか。

(三井会長)

もしかすると、1つの案にはまともでない可能性もあるのかなと考えております。つまり、2つの案が出るかもしれないです。というところも踏まえて、この審議会の中で、もし文章を作っていこうと思うのであれば、今回は終わりません。それは皆様おわかりですね。案を作っていくというものを、この中で諮るということをすれば、次回、答申案を出すということは時間的には難しい。それに関して皆様はどう思われますか。

(杉本委員)

会長の進め方でいいのではないですか。

(富田副会長)

はい、分かりました。

(鈴木委員)

もう一度、日程をお願いします。

(三井会長)

はい、分かりました。順番にもう一度、ご説明します。今回に限りまして、いつもは1回やり取りなんですけれども、答申案をまず第1案を出させていただいたものに皆様からご意見をいただきますので、それを反映させた第2案も出させていただこうと思っています。

※以降、スケジュールの再伝達

(富田副会長)

スケジュールは了解しました。それで、返ってくる書類なのですが、これは事務局が皆さんの意見を集約してリライトされたものが返ってくるという理解ですね。そうすると、皆様が書いた修正の入った原稿は返ってこない、事務局止まりということでしょうか。それも一緒に返ってくるのか、どちらでしょうか。

(田中参事)

そうですね、こういう意見があったので、こういうふうにとどめました、表現にしています、という経緯がわかる方がいいかなと思ってます。ただ、出てきた意見を見ながらということにはなるかと思えます。

(富田副会長)

はい。どんな意見があって、どう直ったのか、ということが大まかにわかるような形で返していただけないということですね。分かりました。ありがとうございます。

(三井会長)

その他よろしいですか。

(鈴木委員)

1(要対策土)、2(盛土)に関しては、いつまでに意見を出せばよいですか。

(三井会長)

そちらに関しては、ほぼもうそれで決定したいと思えます。意見がある場合には、14日(水)の午前中までに出してください。そうすると、1,2,3すべて反映したものを、15日(木)に事務局から答申案として展開できるということになりますのでお願いします。皆さ

んの方から1,2に関してご意見がもしも水曜日までにない場合は、無かったものとさせていただきます。意見がない場合は、これで皆さん了承いただいたということによろしいですね。
それでは、本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。これにて終了とさせていただきます。

17:00終了